
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、平成30年第4回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、渡辺君、5番、北道君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月29日までの4日間にいたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの4日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) おはようございます。それでは私から行政報告を申し上げます。

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。初めに、平成30年度札幌静内会総会及び札幌三石会総会への出席についてでございます。札幌近郊に在住の静内地区出身者で構成いたします札幌静内会及び三石地区出身者で組織する札幌三石会の平成30年度総会に議長並びに副議長とともに出席し、町の近況報告を行いましたほか、出席者の皆様との交流を図ってまいりました。なお、詳細につきましては、記載されてるとおりでございます。

次に、2の寄附についてでございます。記載のとおり1件の寄附がありました。寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきたいというふう存じます。

続きまして、3の平成29年度におけます新ひだか町ふるさと応援寄附の実績についてでございます。平成29年度は、新ひだか町のまちづくりを応援してくださった全国の皆様から、表の下段のほうにございますけれども、総数で4,332件、総額で1億2,795万6,000円のご寄附をいただき

ました。いただきましたご寄附につきましては、自然環境の保全及び活用に関する事業などに有効に活用させていただきたいというふうに考えてございます。

一枚めくっていただきまして、2ページでございますが、工事の仮契約につきまして、記載のとおり5件の工事に係る入札を行いまして、仮契約を締結いたしました。なお、これらの詳細につきましては、4ページから6ページのほうに載せてございます。

続きまして、3ページでございますけども、委託業務にかかわる入札の執行についてでございます。記載のとおり4件の委託業務に係る入札を行いました。これも同じく詳細につきましては、6ページから8ページのほうに記載させていただきます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号についてご説明をいたします。

報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてでございます。平成29年度の新ひだか町一般会計補正予算(第7号)第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行例第146条第2項の規定により報告するものでございます。

1枚おめくりください。平成29年度新ひだか町繰越明許費繰越計算書でございます。今回の繰越明許費は一般会計のみでございまして、6款農林水産業費、1項農業費、大雪農業被害対策事業でございます。金額300万円に対しまして、翌年度の繰越額は300万円でございます。財源内訳でございますが、未収入特定財源といたしまして、その他、農業振興基金繰入金でございますが、300万円を予定しております。

同じく軽種馬振興対策事業でございますが、金額500万円。翌年度の繰越額も同額の500万円でございます。財源内訳でございますが、農業振興基金繰入金としまして、500万円を予定してございます。

8款土木費、2項道路橋りょう費では、本町海岸線改良舗装事業でございまして、金額4,520万円に対し、翌年度繰越額は同額の4,520万円でございます。財源内訳でございますが、未収入特定財源といたしまして、国道支出金、社会資本整備総合交付金となりますが2,700万円、地方債におきましては、過疎債になりますが1,800万円を予定してございまして、一般財源は20万円でございます。

同じく4項都市計画費、街路整備事業でございますが、金額1,110万円に対しまして、翌年度繰越額は同額の1,110万円でございます。財源内訳でございますが、未収入特定財源といたしまして、国道支出金、社会資本整備総合交付金でございますが660万円、地方債でございますが、合併特例債でございまして410万円、一般財源は40万円でございます。

5項住宅費では、公営住宅改良事業で金額7,130万円に対して、翌年度繰越額は同額の7,130万円。財源内訳につきましては、未収入特定財源といたしまして、こちらも社会資本整備総合交

付金 3,565 万円、地方債でございますが 3,224 万円、公営住宅建設事業債を予定してございまして、一般財源は 341 万円でございます。

同じく公営住宅建設事業でございますが、金額 5 億 6,830 万円、翌年度繰越額も同額の 5 億 6,830 万円でございます。財源内訳でございますが、未収入特定財源といたしまして、国道支出金、社会資本整備総合交付金で 2 億 8,415 万円、地方債でございますが公営住宅建設事業債 2 億 6,356 万円を予定してございまして、一般財源は 2,059 万円でございます。繰越使用する理由につきましては、補正予算上程時に説明をしておりますが、国の補正予算に伴い、交付決定が遅れたものや緊急性が高く、平成 30 年度予算計上を待てない事業など、年度内に事業が完了しないためでございます。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

本件に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。よって、報告第 1 号は、承認することに決定いたしました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 5、議案第 1 号 新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大野克之君) ただいま上程されました議案第 1 号につきましてご説明いたします。

議案第 1 号は、新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。農業委員会委員につきましては、平成 27 年 9 月 4 日に公布されました農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、従前の公選制が廃止となり、市町村長が議会の同意を得て任命することとされ、その適用は時期任期からとなったところでございます。新ひだか町におけます農業委員会委員の任期は、平成 30 年 7 月 19 日となっておりますことから、今般、新たに任命を行おうとするものでございまして、農業委員会等に関する法律第 8 号、第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。

今回、農業委員会委員に任命しようとする方は、日高郡新ひだか町三石梟舞 231 番地にお住まいの安田悦郎氏。生年月日は昭和 31 年 11 月 8 日、55 歳でございます。職業は、農業でございます。安田氏は、旧制度から委員をされておまして、今回任命されますと 3 期目ということになります。

次に、日高郡新ひだか町三石歌笛 268 番地、土井正広氏でございます。生年月日は昭和 43 年 1 月 7 日、50 歳、農業をされてございます。同氏も旧制度から委員をされておまして、今回任

命されますと3期目ということになります。

続きまして、日高郡新ひだか町三石稲見120番地、酒井薫氏でございます。生年月日は昭和30年3月14日、63歳で、農業を営んでおられます。酒井氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと同じく3期目ということになります。

次に、日高郡新ひだか町静内中野町4丁目43番地の3、西村和夫氏でございます。生年月日は昭和32年5月9日、61歳でございまして、農業を営んでおられます。西村氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと5期目ということになります。

1枚ページをめくっていただきまして、日高郡新ひだか町静内西川347番地の2、野表篤夫氏でございます。生年月日は昭和24年1月26日、69歳でございまして、農業を営んでおられます。野表氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと7期目ということになります。

次に、日高郡新ひだか町三石蓬栄63番地の3、山野美幸氏でございます。生年月日は昭和39年12月5日、53歳の方でございまして、職業は農業でございます。山野氏は新任でございます。

次に、日高郡新ひだか町三石西端160番地の1、金森靖一氏でございます。生年月日は昭和19年1月31日、74歳でございまして、職業は農業でございます。金森氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと8期目ということになります。

次に、日高郡新ひだか町静内目名67番地の2、岡田猛氏でございます。生年月日は昭和21年12月18日、71歳でございまして、職業は農業でございます。岡田氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと9期目ということになります。

次に、日高郡新ひだか町静内豊畑685番地の1、前谷武志氏でございます。生年月日は昭和31年6月21日、62歳でございまして、職業は農業でございます。前谷氏も旧制度から委員をされておりまして、今回任命されますと3期目ということになります。

最後に、日高郡新ひだか町静内神森10番6号、中村トク氏でございます。生年月日は昭和23年10月1日、69歳でございまして、職業は無職でございます。中村氏は新任でございます。

以上、10名の方々につきまして、同意を受けようとするものでございます。なお、任期につきましては、平成30年7月20日から平成33年7月19日までの3年間となります。次のページ以降に参考といたしまして、略歴を添付してございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略いたしたいと思いません。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、本案は、質疑討論を省略することに決定いたしました。

これから議案第1号 新ひだか町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案については、これに同意することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、同意することに決定いたしました。

説明員の入替えありますので、そのままお待ちください。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、議案第2号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1)から議案第6号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その5)までの5件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号から議案第6号までを一括して説明させていただきます。議案第2号から議案第6号までは、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事請負契約締結についてでございます。

最初に、議案第2号から2枚おめくりいただき、参考資料2をごらんいただきたいと思います。参考資料2は共通の資料となりますが、工事の全体計画になります。図面の中央よりやや下側にH30と表示されている箇所が、今年度の建設工事箇所でありまして、柏台団地をほぼ東西に横切る町道柏台中央線沿いに位置します。1枚おめくりいただき、参考資料3をお開きください。図面を横にしてごらんください。全体配置図となっております。一番下の左側が建築工事その1で、議案第2号に係る1棟4戸、その右側が建築工事その2で、議案第3号に係る1棟4戸であり、いずれも基礎形式は直接基礎となっております。中段の列の左側が建築工事その3で、議案第4号に係る1棟4戸。その右側が建築工事その4で、議案第5号に係る1棟4戸であり、いずれも基礎形式はH型PC具??B??による、杭基礎となっております。上段が建築工事その5で、議案第6号に係る1棟6戸となっております。基礎形式につきましては、直接基礎となっております。以上、5工区で合計5棟22戸を建設しようとするものであります。これらの建築工事の予定価格が5,000万円以上であることから、工事請負契約締結について、議会の議決を得ようとするものです。

それでは3枚お戻りいただきまして、議案2号をお開きください。議案第2号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1。契約の方法は、指名競争入札です。契約の金額は、572万4,000円。失礼いたしました、5,724万円、うち消費税及び地方消費税の額は、424万円となっております。契約の相手方は、酒井・マルニ中村経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町三石東蓬萊10番地の5、酒井建設株式会社、代表取締役 酒井芳宏。構成員は、日高郡新ひだか町三石港町16番、株式会社マルニ中村工務店、代表取締役 中村一重です。なお、出資割合は酒井建設が50パーセント、マルニ中村工務店が50パーセントとなっております。

次のページをごらんください。議案第2号参考資料1 契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1。工事場所は、新ひだか町静内柏台地内。工期につきましては、契約の日から平成30年11月31日までとなっております。申し訳ございません、11月30日までとなっております。請負代金は、平成30年6月11日締結の仮契約書の金額、契約保証金は免除となります。

3枚おめくりいただき参考資料4をお開きください。図面を横にしてごらんください。参考資料4は、平面図と立面図です。上の図面は、平面図で木造平屋建て、1棟4戸、建築面積286.62平方メートル、間取りはすべて2LDKとなっております。下の図は、立面図で外壁は??カラーガリバリウム鋼板、及び、防火サイディング??が主体となっており、屋根について

も ？？カラーガリバリウム鋼板？？ を使用するものです。

以上、議案第2号についての説明とさせていただきます。

引き続き1枚おめくりいただき、議案第3号をお開きください。

議案第3号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2。契約の方法は指名競争入札です。契約の金額は、5,724万円うち消費税及び地方消費税の額424万円となっております。契約の相手方は、幌村・静内産業経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町三石蓬栄126番、幌村建設株式会社、代表取締役 幌村 司。構成員は、日高郡新ひだか町静内御幸町1丁目1番42号、静内産業土建株式会社、代表取締役 高橋光敏です。なお、出資割合は幌村建設60パーセント、静内産業土建40パーセントとなっております。

次のページをお開きください。議案第3号の参考資料1 契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2。その他は記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。また、建物の仕様につきましても議案第2号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第3号についての説明とさせていただきます。

引き続き1枚おめくりいただき、議案第4号をお開きください。

議案第4号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3。契約の方法は、指名競争入札です。契約の金額は、6,123万6,000円うち消費税及び地方消費税の額453万6,000円となっております。契約の相手方は、藤沢・伊藤経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内御幸町4丁目1番11号、株式会社藤沢組、代表取締役 藤沢和徳。構成員は、日高郡新ひだか町静内旭町1丁目2番1号、株式会社伊藤組、代表取締役 伊藤一之。なお、出資割合は藤沢組60パーセント、伊藤組40パーセントとなっております。

次のページをお開きください。議案第4号の参考資料1 契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3。その他は記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。また、建物の仕様につきましても議案第2号と同様となっておりますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号についての説明とさせていただきます。

引き続き1枚おめくりいただき、議案第5号をお開きください。

議案第5号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4。契約の方法は、指名競争入札です。契約の金額は、6,048万円うち消費税及び地方消費税の額448万円となっております。契約の相手方は、真下・富岡経常建設共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内青柳町3丁目5番10号、真下建設株式会社、代表取締役 真下 明。構成員は、日高郡新ひだか町静内青柳町1丁目1番7号、株式会社富岡組、代表取締役 両満富雄です。なお、出資割合は真下建設70パーセント、富岡組30パーセントとなっております。

次のページをお開きください。議案第5号の参考資料1 契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その4。その他は記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。また、建物の仕様につきましても議案第2号と同様となっておりますので、説明を省略さ

させていただきます。

以上、議案第5号についての説明とさせていただきます。

引き続き1枚おめくりいただき、議案第6号をお開きください。

議案第6号は、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものであります。契約の目的は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その5。契約の方法は、条件付一般競争入札です。契約の金額は、8,512万円。失礼しました、8,521万2,000円うち消費税及び地方消費税の額は631万2,000円となっております。契約の相手方は、池内・三嶋特定建設工事共同企業体。代表者は、日高郡新ひだか町静内木場町1丁目1番22号、池内建設株式会社、代表取締役 能登谷 満。構成員は、日高郡新ひだか町静内高砂町1丁目3番34号、三嶋建設株式会社、代表取締役 三嶋義孝です。なお、出資割合は池内建設60パーセント、三嶋建設40パーセントとなっております。

次のページをお開きください。議案第6号の参考資料1 契約書(案)です。工事名は、静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その5。その他は記載のとおりで、議案第2号と同様となっております。

次に、1枚おめくりいただき、議案第6号参考資料2をごらんください。図面を横にしてごらんください。参考資料2は、建物の平面図と立面図です。上の図は平面図で、木造平屋建て、1棟6戸、建築面積429.12平方メートル、間取りは6戸すべて2LDKとなっております。その他の仕様につきましては、議案第2号と同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号についての説明とさせていただきます。

これもちまして、議案第2号から議案第6号までの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これから一括質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

議案第2号から議案第6号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

○議長(福嶋尚人君) これから議案第2号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その1)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その2)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その3)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 5 号 工事請負契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その 4) を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 6 号 工事教育契約締結について(静内柏台団地公営住宅等建設建築工事その 5) を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第 7、議案第 7 号 財産の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

丸山管理課長。

すみません、片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) おはようございます。ただいま上程されました議案第 7 号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回取得しようとする財産は、スクールバス用中型バス 1 台の購入に伴うものでございます。現在、運航しているスクールバスは平成 11 年 3 月に購入したものでございまして、購入から 19 年が経過し、老朽化が著しく、走行距離も 57 万 7,000 キロを超過しており、安全な走行を維持するため多額の修繕費を費やす状況になっております。このことから、このたびスクールバス用中型バスを更新することにより、さらなる安全走行の確保や安定した運行を維持しようとするものでございます。

それでは議案をごらんください。議案第 7 号は、財産の取得についてでございまして、次のとおり財産を取得するものでございます。1. 取得する財産及び数量は、スクールバス用中型バス 1 台で、いすゞ自動車の自家用中型バス「ガーラミオ」という車種でございまして、乗車定員は 41 名となっております。2. 取得の目的は、児童及び生徒通学用でございまして。3. 取得方法は、売買によるものでございます。4. 取得予定金額は、2,330 万円うち消費税及び地方消費税の額は 171 万 7,609 円でございます。5. 取得の相手方は、日高郡新ひだか町静内木場町 2 丁目 4 番 21 号、北海道いすゞ自動車株式会社静内支店、支店長 工藤 健氏でございまして。なお、本件につきましては、平成 30 年 6 月 8 日付で仮契約を締結しておりまして、議決をいただいた後に本契約を締結する予定でございまして。

また、この中型バスの購入にあたりましては、財源としてへき地児童生徒援助費等補助金及び辺地対策事業債を活用することを予定しております。

1 枚おめくりください。参考資料でございまして、バスの外観や寸法等を記載しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で議案第 7 号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福島尚人君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 昔はスクールバスっていうのは目的が通学にしか使えませんでしたけども、その後、法律が改正されて、多目的に使うことが可能となっています。そういう視点からすると、通学以外にも使うことが可能だとは思いますが、この座席、補助席が3名しかないものを選んだという理由がなぜかがわかんないんですけども、このバスの構造からいくと、もう少し増やすことによって効率的な他のものに使うことも可能かと思うんですが、補助席の3名に限定されたものを選んだという理由をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 今の座席数のご指摘だと思いますけども、補助席につきましては、シートベルトの設定がございませんので、今の児童生徒用ですと座席にシートベルト着用ということで通常運行しております。ご指摘のあった町外なんかで他の用途にということもあることはありますが、そういった意味でも、安全性の意味で最低限の部分ということで、今回41名定員という中型バスの規格以上のものということで、入札を行ったという経過がございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

本案に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第7号 財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎所信表明

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、所信表明を行います。

町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) 平成30年第4回新ひだか町議会定例会の開会にあたり、町政執行に対する私の所信の一端を申し上げ、町民の皆様、並びに議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このたび、多くの町民の皆様の温かい支援を賜り、新ひだか町長に就任させていただきました。新ひだか町政のかじ取り役を任せていただいたことに対しまして、その責任の大きさを今、ひしひしと感じております。

先の第2回新ひだか町議会臨時会においては、町民、議会、行政がそれぞれの責任と役割のもと、互いを尊重し、共に力を合わせ町の創造に向け、公正かつ誠実に職務を遂行することを宣誓いたしました。

町民の皆様からお寄せいただいたご期待にお応えするため、これからの4年間で私が取り組む「町民の皆様へのお約束」の実現に向け、全力で取り組んでいく覚悟です。

まず、町政に臨む基本理念でございますけども、～「和」と「輪」をもってすすめるまちづくり。その先に「環」に向かって～ということです。

この基本理念は、町政を運営していくうえで最も大切なこととして、町民自らがそれぞれの立場で町政に関心を持ち、新たなまちづくりに積極的に参加することです。

そのためには、まずお互いの立場を理解・尊重し合う「和」の心を醸成すること。二つ目には、その「和」の心をつなぎ合わせ手を握り合う「輪」を作ること。その二つの「わ」をもって経済の循環ですとか、自然環境にも配慮した持続可能な三つ目の「環」に向かって町政を進めてまいります。

そして、広い視野で多くの方々と連携を深め、この「和」と「輪」を町外にも広げていくことで広域的な連携が促進され、将来的に日高管内全体の経済が「環」となることを期待し、恵まれた自然環境のもとで、誰もが住んで良かったと思える地域となることを目指してまいります。

私は、この基本理念に基づき、皆様から託された新ひだか町政4年間を全力で取り組んでいくため、六つの基本政策を柱とし、実行・達成していく所存です。

1点目は、一人ひとりの声を大切にす開かれた町政の実現についてであります。町政運営の執行にあたって、町民一人ひとりの声を大切に、町民の皆様にはどういうニーズがあるのか、この事務事業は「誰のため、何のためか」、「費用に対しての効果はどうか」、「行政と民間の役割はどうか」、そういうことなど今一度しっかりと考え、これまでの慣例に甘んじることなく不断の見直しを行い、効率的かつ効果的な町政の執行に努めてまいります。

また、町民の皆様に対しても、わかりやすい言葉でしっかりと説明しながら、「住みやすい町」の行政サービスを町民の皆様と一緒に築いていきたいと考えております。

財政の概要につきましては、これまでも町広報紙やホームページを通じて公開しておりますが、行政に求められる財政運営の「見える化」に努め、町民の皆様やだれもがわかりやすい言葉や内容で情報発信を行い、より丁寧に説明責任を果たしていきたいと考えております。

また、「町民の皆様のニーズをとらえた行政サービスの実施」、「収支バランスの均衡」、「適切な事業の選択による次の世代の負担の軽減」を図るため、平成28年度に策定いたしました「新ひだか町新財政計画」にも掲げております「歳出予算の削減抑制」、「緊急の行政課題に対応するための基金残高の増額」、「町債と言われる町の借金の残高減少」を計画的に実行し、さらなる財政の効率的な運営と健全化に努めます。

2点目は、基幹産業の強化と明日への活力をひらく新分野の産業創出についてであります。今後、少子高齢化が一層進むことが想定されるなか、本町の基幹産業である第一次産業の強化を図るためには、担い手の確保が重要でありますことから、次代を担う人材の確保・育成・定着に向けまして、関係機関等と連携協力を図りながら、後継者や新規参入者などの担い手対策に取り組むとともに、第三者継承を含めた受入体制の整備についても取り組んでまいります。

また、地域経済の基盤である農林水産業のさらなる振興に向けまして、国内外での産地間競争に負けないブランド力の維持や、本町の自然環境を活かしたなかで、「オンリーワン」、「ナンバーワン」製品の創出につながるよう努めてまいります。

さらに、本町のすぐれた地域資源を活用した特産品開発等への支援と、本町の推奨品としての全国に向けたPR事業を推進するとともに、地域での創業や雇用の創出に向けて、関係団体や事業者等との連携した取組を進めます。

3点目は、防災対策の強化と災害に強いまちづくりについてであります。私たちが住む新ひだ

か町は豊かな自然があふれるまちですが、自然の恩恵を受けると同時に、自然災害も起こりうる二面性もあります。

近年の自然災害は、いつでもどこでも直面する可能性があり、自然現象を止めることは私たちにはできないところがございます。しかしながら、普段の生活から災害に備えることで減災が可能であり、防災力を高める取組は重要です。

この防災力を高めるには、自らの命と生活は自らが守る「自助」、地域で助け合っ安全を守る「共助」、行政が行う「公助」の三つがしっかりと機能する必要があります。

そのため町民一人ひとりが日ごろから防災意識を持ち、災害に対応する力を身につける防災教育の推進、自治会単位を基本とするの自主防災組織の設立による地域ぐるみの協力体制の構築、また、防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システムの新型受信機導入など、町民の皆様への迅速かつ確実な情報伝達を行うための施策を進めてまいります。

4点目は、明日を担う子どもたちの健全育成についてであります。教育行政につきましては、別途教育長から申し上げますが、町の教育行政の指針であります「新ひだか町教育大綱」に掲げる基本目標の実現に向けて、教育委員会と一層緊密な連携を図りながら、施策の推進に努めてまいります。

子どもたちが未来社会を生き抜いていくうえで必要な資質・能力を一層確実に身につけ、高めていくため、学校が家庭や地域及び行政機関と一体となって、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る取組を推進します。

また、「生涯スポーツの町」として、町民の生きがいの創出や青少年の健全育成、さらには仲間づくりやコミュニティの活性化などを図るため、幼児期から、町民のだれもがさまざまな形でスポーツに親しむことができるよう、地域に密着したスポーツ活動を積極的に推進するなど、暮らしにスポーツがあるまちづくりを進めます。

そして、国際化や高度情報化の急速な進展により社会構造が変化し、グローバル化が進む社会において、共生の意義や豊かな人間性を養う国際化社会に適応できる人材の育成のため、姉妹都市であるレキシントン市との国際相互交流を深めるなど、異文化交流を推進してまいります。

さらに、公民館、図書館、博物館など社会教育施設における生涯学習推進体制において、豊かな情操を育むため、子どもたちと高齢者や地域の方々が芸術・文化活動などによる異世代交流の場として、地域づくりに活きるネットワークづくりを進めるとともに、町民が芸術・文化を身近に感じ、自主的に文化活動に参加する場と芸術文化に接する機会の提供に努めます。

5点目は、だれもがゆとりと生きがいの持てる地域社会づくりについてであります。町民、だれもが住みなれた地域や自宅でゆとりと生きがいを持ち、安心して暮らしていくため健康寿命を重視し、各種健康診断の慣習化、病気の早期発見・治療、予防事業の展開に努めます。

また、生命を守る医療提供体制の整備を進めるため、民間医療機関との役割分担と連携を推進するとともに、子どもを産める環境整備に取り組んでまいります。

さらに、目の前に迫ってきた病床再編を見据えながら、医師及び医療技術者の確保に努めるとともに、病院事業の赤字削減を図り健全で安定した医療提供体制に努めます。

一方、人口減少と高齢化が進む中で、独居老人や認知症高齢者が増加していますことから、高齢者がいつまでも健康で、生きがいを持って地域で暮らせるための環境づくりに努めるとともに、健康寿命の増進と社会参加を促し、在宅で支援を必要とする人には地域全体で見守り支え合う仕

組みを充実させます。

今後においても介護サービスを必要とする人は増加し、サービス提供体制の充実はさらに求められますが、医療、介護分野における働き手不足は深刻であり、マンパワーの確保に努めるとともに、民間活力を最大限に活用した提供体制に努めます。

町民だれもが安心してこの町で暮らしていくためには、これら医療・介護・予防・福祉など、各分野が連携して、切れ目のないサービスの提供体制、いわゆるトータルケアシステムの構築が必要不可欠であり、地域包括支援センター、地域連携室が中心となり、各分野の連携に努めます。

本町の障がい者基本計画においても、「障害のある人もない人も、地域社会でお互いを尊重しあい、ともに育ち、ともに働き、安心して暮らせるまちづくり」を将来ビジョンとして掲げております。

その目標達成のための方策の一つとして、福祉団体と農業者が連携し、障がいのある方々が農業分野で働くことを支援する、いわゆる「農福連携」を推進することで、障がいのある方々が就労できる場の確保と当町の基幹産業である農業の人手不足の解消を図り、障がいのある方々が自立した生活を営むことができるよう取組を進めます。

最後に6点目は、自然と人が共生する環境を活かしたまちづくりについてであります。町内の「山」、「牧場」、あるいは「川」、「海」など豊かな自然資源は、先人たちが守り築いてきた大切な財産です。

これらの財産を、次代の人々に引き継いでいくことが私たちに課せられた大きな役割であり、人々の暮らしとそれぞれの自然の恵みが循環し合うよう、これからも環境の保全に配慮した取組を進めます。

また、豊富な森林資源を有する本町にあって、地元材の活用などにより、身近なところで木の温もりや親しみが感じられるまちづくりに努めてまいります。

さらに、国内有数の桜の名所でもあります“二十間道路桜並木”。この保護保全等に向け、今後も雄大な景観を後世に伝え、町民が誇りを持ち、多くの人々に感動を与えられるよう維持管理事業の推進に努めます。

以上、私のまちづくりにかける思いの一端を述べさせていただきましたが、「町民の皆様へのお約束」を実行・達成するためには、皆様のご協力とご支援が不可欠です。町行政を担うものとして、町民の目線に立ち、安全・安心で希望が持て、心豊かに暮らせるまちづくりの実現を目指してまいります。

新ひだか町が合併して10年という大きな節目の年が過ぎ、先人から受け継いできた地域のすばらしい特性や財産をさらに発展させ、次の世代に責任と誇りを持って伝えていくために、町民の皆様とさまざまな活動で一緒できることを期待し、また町民の皆様、議会議員の皆様、そして関係機関のご支援、ご協力を心からお願い申し上げ、私の町政運営の所信表明といたします。

以上でございます。

◎教育行政執行方針

○議長(福嶋尚人君) 日程第9、教育行政執行方針を行います。

教育長。

○教育長(高野卓也君) 平成30年第4回新ひだか町議会定例会の開会にあたり、教育委員会所管

行政に関する執行方針を申し上げますので、町議会議員の皆様をはじめ、町民各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

当町では、平成30年度に「新ひだか町教育大綱」を更新し、教育に関する目標や施策の根本的方針を示しました。教育委員会においては、「町の将来を支える心豊かな人づくり」という基本理念に基づき、教育の一層の振興と充実に向けて、基本目標を次のとおり設定し、教育行政を推進します。

基本目標。子どもたちが豊かな心を持って学ぶことができるよう、よりよい教育環境づくりを進めるとともに、地域文化の保存・伝承や生涯学習機会の確保・充実に努めながら、地域を支える人づくりを進めます。

この基本目標に基づき推進する主要な施策について申し上げます。

大きな1点目は、学校教育の推進についてであります。その一つ目、確かな学力の育成について。未来社会を生きるために必要な資質能力を育成していくため、問題解決的な学習家庭を基本に子どもたち一人ひとりが課題を発見し、自ら学び、考え、仲間と連携・協働しながら課題を解決していく「主体的・対話的で深い学び」のある授業をつくりを推進します。

また、学びの基盤となる「言語活動」の充実に向けて、ICT機器やデジタル教材の有効活用促進するとともに、子どもたちが言葉や文字を活用して学ぶ活動をふんだんに取り入れた授業への改善をより一層進めます。

さらに、「総合的な学習の時間」の学習活動に「ふるさと教育」を中核として位置づけ、育成すべき資質・能力の向上とともに、将来の町の担い手となる子どもたちに、ふるさとへの愛着と誇りを培いつつ、教科等で獲得した知識・技能を結びつけて課題を解決する深い学びが展開されるよう指導・助言に努めます。

各学校においては、学力向上に向け、検証・改善サイクルを確立し、自校の研修計画や学校改善プラン等に基づき、組織的・計画的に指導方法の工夫・改善に努め、成果を上げつつありますことから、引き続き全国学力・学習状況調査や標準学力検査の分析結果及び日常的に行う学習評価を有効に活用し、学習指導の改善が図られるよう指導・助言に努めます。

また、学校ごとに「学力向上推進教師」を選任し、学力向上推進会議を開催して、各学校での取組の交流や地域でのすぐれた実践に学ぶ機会を設け、各学校の課題を町全体で組織的に解決する取組を進めます。

家庭学習への取組を呼びかける資料として「家庭学習のすすめ」を作成して各家庭に配付するとともに、町内一斉に「家庭学習強化週間」を設けることなどを通して、子どもたちが家庭学習習慣身につけることはもとより、保護者や地域住民の方々に子どもたちの学力への関心を高めてもらう取組を進めます。

また、子どもたちへの補足的な学習機会として「放課後学習サポート」や長期休業中の「公設学習塾」を継続し、家庭学習習慣の確立に努めます。

外国語(英語)教育の充実は、情報通信技術の発達やグローバル化が進展する中、時代の要請ともいべき重要な課題であることから、小学校の新学習指導要領による小学校3年生から6年生の外国語活動及び教科としての外国語については、本年度から先行実施します。

これまで、当町では学校ごとに「英語教育推進リーダー」を選任し、研修会等の開催を通して外国語教育の推進や先行実施のための準備を行ってきたところであり、引き続き組織的に指導の充

実が図られるよう努めます。

また、新たに北海道教育委員会の研究指定事業として「外国語教育巡回指導教員」を高静小学校に配置するとともに、外国語指導助手(A L T)2名体制のうち1名を町嘱託職員として任用し、より効果的な活用を通して、町内すべての小学校の外国語教育の実施及び指導の充実を図ります。

さらに、外国語の授業や活動の実践を各学校が共有できるよう「小学校外国語活動実践資料集」を作成します。

子どもたちに望ましい勤労観や職業観を育むため、各学校において、発達段階に応じたキャリア教育推進のための全体計画及び年間指導計画の作成・改善と計画的な指導が行われるよう指導・助言に努めます。

また、地域の人材や施設などが、キャリア教育を含めた学校のすべての教育活動に有効に活用されるよう連携協力や情報提供に努めます。

学校教育の二つ目は、豊かな心と健やかな体の育成についてであります。

すべての教育活動を通して行う道徳教育においては、その要となる「特別の教科 道徳」の時間が「考え議論する道徳の授業」となるよう指導・助言するとともに、中学校区ごとの公開授業や道徳教育推進教師の研修会の開催を通して、教員の指導力向上に努めます。

当町では、全国学力・学習状況調査などの結果において、児童生徒の朝食の摂取率の低さやテレビ、スマートフォンなどの長時間使用など、家庭生活習慣の改善が大きな課題となっていることから、「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進や生活リズムチェックシートの活用など、学校と家庭及び関係機関が連携した取組を町全体で一丸となって進め、生活リズムの改善に努めます。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、各学校の検証改善サイクルに基づく体育の授業改善や「体力向上プラン」による「1校1実践」の取組を推進します。

また、学校における体力向上、運動習慣の定着に向けた取組などに地域の人材や教育委員会職員派遣して指導・支援を行う「体力向上活動サポーター派遣事業」を設け、その活用を促します。

さらに、本年度は小学校体育専科教員を高静小学校に配置し、優れた指導事例を他校へ発信するほか、町内小学校教員等に対する公開授業や各種相談に対応するなど、全町的な取組を進めます。

特別支援教育については、個別の指導計画と個別の支援計画に基づいた指導・支援体制の充実を図るため、特別支援教育担当教員の専門性の向上を図るとともに、特別支援教育支援員を配置し、対象児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制や学習環境の充実にも努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との連携を図り、早期からの教育相談や教育支援委員会の開催を通して、適切な就学指導と支援を進めます。

生涯にわたって健康で安全な生活を送るために必要な資質能力を育成するため、健康安全に関する指導状況を把握し、的確な指導・助言に努めるとともに、各学校において関係機関や団体との連携による交通安全や防犯・防災教育の推進と学校安全計画に基づく子どもの危機回避能力を高める指導が徹底されるよう促します。

また、町と連携し、希望する中学2年生を対象としたピロリ菌検査と、全小学校でのフッ化物洗口を行います。

学校給食では、町内で生産・収穫された食材を積極的に使用し、栄養バランスの整った給食と、安心・安全な給食を提供するための管理体制の充実にも努めるとともに、食に関する正しい知識と

望ましい食習慣を身につけることができるよう食育を推進します。

いじめの対応については、各学校において生徒指導の機能を生かした教育活動が展開されるようにするとともに、「学校いじめ防止基本方針」の改善・活用を図り、いじめの防止や早期発見・早期対応が適切かつ迅速に行われるよう指導・助言に努めます。

不登校の児童生徒への対応については、担当職員の配置やスクールカウンセラーの活用、ケース会議の開催などの相談体制を整え、学校を中心に家庭や関係機関との連携による組織的な対応ができるよう支援します。

また、本年度は、北海道教育委員会の「中1ギャップ問題未然防止事業」の研究指定により、静内中学校区を推進地域として位置づけ、子どもの人間関係づくりの能力の育成や小中学校間の連携を促進し、不登校となる要因の解消に努めます。

学校教育の三つ目は、学校力・教師力の向上についてであります。

学校組織の活性化については、校務分掌職において適材適所の配置を行うことで、それぞれが役割を果たして成果を上げることができるよう組織マネジメントの確立を促します。

また、校内研修を基盤として、公開研究会や研修講座への派遣を計画的に行うとともに、キャリアステージに応じた研修機会の充実に努め、教職員の資質・能力の向上を図ります。

さらに、複雑化・多様化する学校の課題に対する各種推進会議の開催や教職員の計画的な研修への参加を奨励・支援します。

加えて、北海道教育委員会の「学校力向上に関する総合実践事業」の指定を受けた高静小学校の包括的な学校改善への取組や「主体的・対話的で深い学びを実現する校内研修イノベーション事業」の指定を受けた静内第三中学校の校内研修の推進を支援します。

新学習指導要領の総則の趣旨を踏まえ、すべての教職員がカリキュラム・マネジメントの能力を身につけることが重要であることから、各学校において日常的に教育課程の編成・実施・評価・改善が進められるよう指導・助言に努めます。

学力向上や体力・運動能力の向上など諸課題の解明のためには、小学校、中学校、高等学校の縦・横の連携と地域の教育力の活用が極めて重要であることから、学校再編整備検討委員会の答申も踏まえながら、小中一貫教育やコミュニティ・スクールの導入について、今後、具体的な検討を進めます。

学校教育の四つ目は、教育環境の整備・充実にあります。

教職員で構成する新ひだか町教育研究協議会の活動に関しては、主体的・対話的で深い学びのある授業づくり及び地域の教育資源やICT機器を活用した授業づくりの研究など、授業改善や児童生徒に必要な資質・能力の育成を目指した活動が推進されるよう指導・支援に努めます。

子どもの貧困対策として、就学援助費の拡大に努めます。

また、奨学金制度及び町内高等学校通学費助成など就学支援の充実に、町と連携しながら取組を進めます。

「教職員の働き型改革」については、全国的に教職員の長時間労働が社会問題になっていることから、ICT機器の活用と併せてデジタル教材の使用による効率的な授業準備等への支援や長期休業中における「学校閉庁日」の設定を促すなど、教職員がゆとりをもって子どもたちと向き合える時間を確保することや教職員自身の健康管理を充実させるための取組を、保護者や地域住民の皆様との理解を得ながら取組を進めます。

小中学校の適正規模・適正配置については、昨年度から、学校再編整備検討委員会との検討が進められており、今後の児童生徒数の推移や町民の皆様のご意見等を的確に把握し、将来を見据えた学校再編整備計画の策定を進めます。

大きな2点目は、社会教育の充実についてであります。

社会教育においては、町民一人ひとりが生涯を通して積極的に学び続け、心豊かな生活を送ることができる環境づくりが必要です。

このことから、少年教育授業では「わんぱくチャレンジスクール」や「終末きっずスクール」を実施し、子どもたちが学ぶ喜びと、自ら学び続ける意欲を養い、「ジュニアリーダー研修」を通してジュニアリーダーの育成に努めます。

また、町民の多様な学習活動の促進に向けて、生涯学習推進事業での「成年友結学級」や「地域学習講師派遣事業」を実施するとともに、乳幼児から中学生の保護者を対象に、家庭・学校・地域との連携による「家庭教育学級」の開設のほか、高齢者の生きがいを高めるための学習活動として「とぶき大学」を実施します。

さらに、公民館をはじめとした社会教育施設の維持管理に努めるとともに、文化サークル団体の自主的な活動を支援するため、「いつでも」「だれでも」気軽に活動できるよう学習場所の提供と学習成果の発表機会の充実を図り、施設の有効利用を通じた生涯学習の推進に努めます。

大きな3点目は、芸術文化活動の充実についてであります。

町民の皆さまが芸術文化を身近に感じながら、心豊かに暮らすためには、文化団体やサークル活動の促進と、芸術鑑賞機会及び自らの活動の発表機会の拡充が必要です。

このことから、「町民芸術祭」などの町民が主体となって活動する文化事業への支援を行い、町民が気軽に文化に触れる機会の提供に努めるとともに、総合町民センター「はまなす」の施設の特徴を生かした活動の促進を図ります。

また、「幼児・児童・生徒芸術鑑賞事業」を実施し、子どもたちに芸術鑑賞機会を提供するとともに、芸術鑑賞バスツアーを開催し、町民がすぐれた芸術に触れる機会の充実努めます。

大きな4点目は、文化財保護・保存活動の充実についてであります。

博物館は、先人が遺した郷土資料を後世に伝えるための保存と管理のほか、郷土の自然、歴史、文化等に関する展示や講座を開催するなど、子どもたちが町民が文化財に親しみながら学ぶことができる機会の提供に努めます。

併せて文化財の保護・保存に関する普及啓発や資料の収集及び調査・研究に努めるとともに、国指定の史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」については、保存管理計画に基づき、関係団体と連携を図りながら、計画的で適切な保存管理に努めます。

また、本年度は、公益財団法人アイヌ民族文化財団との共催により、アイヌの伝統的な工芸品を展示・公開する全国規模の展覧会「アイヌ工芸品展」を開催するなど、博物館事業の充実に努めます。

大きな5点目は、図書館の充実についてであります。

図書館は、総合町民センター「はまなす」内にも移設された分館と併せ、蔵書構成や配架計画を着実に推進するとともに、関係機関の協力のもと、図書資料の一層の充実に努めます。

また、乳幼と保護者を対象としたブックスタート事業を通して、乳幼児期からの読書の大切さについて普及・啓発に努めるとともに、子ども向けの読み聞かせや読書週間事業の実施のほか、

移動図書館車の利活用を促すなど、町民の知的ニーズに応え、幅広い世代への学習活動につながるよう図書館の利用促進に努めます。

さらに、小中学校との連携を図り、学校司書を各学校に派遣して、読書活動を一層推進します。

大きな6点目は、スポーツ振興の充実についてであります。

町民が心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯にわたり気軽にスポーツに取り組める環境づくりが必要です。

このことを踏まえ、幼年期から楽しく体を動かす習慣づくりを進めるとともに、体力や年齢に適したスポーツ事業を実施します。

また、当町で開催される「第41回東日本軟式野球大会北海道大会」や各種スポーツ大会への支援を行い、スポーツ交流人口の拡大と町内におけるスポーツの活性化に努めます。

既存の体育施設については、優先度を勘案しながら修繕を行い、適正な維持管理に努めます。

ライディングヒルズ静内は、だれもが気軽に馬と触れ合え、楽しく乗馬ができる施設として有効利用に努めます。

以上、平成30年度教育行政の執行に関する主要施策を申し上げます。

新ひだか町の活力ある発展のため、学校はもとより、地域、関係機関・団体などとの一層の連携協力を図りながら、「未来への礎」を築くため、より充実した教育行政の推進に努めますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご支援とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 暫時、休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、一般質問を行います。質問通告順序により発言を許します。質問者席において一括質問願います。

14番、池田君。

【14番 池田一也君登壇】

○14番(池田一也君) それでは通告に従い、2点の質問をさせていただきます。

その前に、今回から議会改革の一環といたしまして、前はそちらの対面をして1回目の質問をさせていただいておりましたけども、今、議長からお話がありましたようにすべてここで1回目も再質問もここですることになりましたので、そのような形にしたがってやらさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

先ず1点目に、町長の政治理念についてお聞きをいたします。私は、この政治理念とは町長が町政を担う上での目標のようなもので、これがなければどちらの方向にハンドルを切っていかかわからず、決して力強い町政が生まれることはないと考えております。町長は先ほど所信表明で、町政に挑む基本理念を述べられました。さらには選挙前に発表されている町民の皆様へのお約束にも同様の記載がありました。この基本理念が私が今回質問をしている政治理念だと解釈してよいのかを伺った上で、改めて町長はどのような政治理念をお持ちになって町政に挑まれようとしているのかをお伺いいたします。あわせて、この理念に至った経緯もお聞かせ願えればと思

ます。

次に、その理念に基づき就任以降取り組まれた具体的な事例をお伺い、さらには6月補正、これは政策予算とも言われますが、この政策予算には、その理念がどう反映されているのか、これをお伺いいたします。就任わずか2カ月余りで、多大な取り組みや事例や政策予算への反映は難しいものだという事は承知しておりますが、私を含め町民の皆様は、新町長がどのようなリーダーシップを発揮しているのか、その一端でも知りたいと思っておりますので、ご答弁をお願いいたします。あわせてですね、きょうは傍聴席に女性団体連絡協議会の皆さん、そして国際ソロプチミスト静内の皆さん傍聴に来られております。インターネットですとかピュアを始めいろんなところでこの議会中継やっておりますけども、直にこの傍聴者がいつもに比べてもすごく多い。これはですね新しい町長がどのような方で、どのようなしゃべり方をしてみたいかね、やはり町長としてのものを見たいという思いで、このようにお集まりに傍聴に来ていただいたものだと思うものですから、私、今回1時間半、一問一答で通告をしておりますので時間はたっぷりございます。そんなに自分自身長くなる質問ではないと思っておりますので、町長には多くその思いを語っていただければなと思っております。

2点目に、ショッピングプラザピュアについてお聞きをいたします。先ず、ピュアマルシェの撤退に伴う町の対応と影響についてをお聞きいたします。

ご承知のように平成28年9月にオープンをいたしましたピュアマルシェが、今月末で撤退することとなりました。これにより町が企業立地促進条例に基づく支援措置により費用負担した、雇用創出奨励金及び改修等助成金の返還等の処理が必要となり、先日開催された厚生経済常任委員会でも説明がありました。また、新聞報道もなされておりますので、広く町民の方々にも周知されているところではあります。そこで先ず、ピュアマルシェとの協議の進捗状況はどの程度進んでいるのかお聞きし、さらにはピュアマルシェとの合意は整っているのか。それらのスケジュールはどうなっているのかをお聞きいたします。

次に新たなテナント出店申し込み状況についてお聞きをいたします。今までの経過を経緯を見ても、次のテナントがすぐ決まるとは考えにくいと私は思っておりますが、実際には申し込みがあるのかどうか、もしあるのであればその内容など出店に向けた対応状況についてお答えをいただきたいと思えます。

最後に、ピュアの今後の利活用について町長のお考えをお伺いいたします。先ほども申し上げましたが、今までの経緯を見たときに、1階と2階、いわゆる旧食品街も含めた、すべての利活用がされるとはなかなか思えません。そこでこの際、募集内容の見直しや大きな方針転換も視野に取り組んでいかなければならないと考えますが、町長の率直なお考えをお伺いいたします。

以上、1回目と1回目の質問とさせていただきます。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

【町長 大野克之君登壇】

○町長(大野克之君) それでは私のほうから、ただいま池田議員からご質問のありました、私の町政に臨む基本理念についてという尋ねでございます。

この基本理念は、政治理念というものかどうかは別といたしましても、私が町の行政を取り進めていく上で、日本人が持つ和の心を最も大切にしたいということでもあります。このような考え方は、これまでの人生の中で何事も自分一人の力でできるものではなく、常に周囲の方々の支え

や協力があって、難しいことにも対処できてきたのかなってという経験からですね来ているものだというふうに考えております。

2点目の、理念に基づき取り組んだ具体的事例はというお尋ねでございます。今はまだ私自身のことを、町民の皆様にはわかっていただかなければと考え、町長に就任以降いろいろなところに可能な限りおじゃまし、町民の皆様と顔を合わせる努力を続けております。また職員の皆様には、4月23日の初登当庁の際、3つのお願いをしたところですが、その中のひとつに、今までより半歩前に出て仕事をしてほしいということをお話しさせていただきました。これは、半歩前に出て仕事をするということで積極性を増してほしいという、そういう思いもありますけども、一方で、今まで以上に町民の皆様と接する機会が増え、互いの距離感が縮まることを期待しているものがございます。このようなことを通じて、先ずは町民の皆様との輪をつくりたいというふうに考えてございます。

最後に、提案している補正予算に理念がどのように反映されているのかというお尋ねでございます。私が掲げました基本理念は、各施策を進めていく上での、いわば基本コンセプトともいうべきものであり、今はまだ直接的に予算に結びつくものではないということでございますが、このたびの補正予算では早急に対応すべき課題に対処すべく、例えば2月の大雪被害対策や防災・減災を進める観点から河川の土砂除去対策、さらには防災無線のデジタル化に着手するための経費などを計上させていただいているところでございます。

私からは以上のとおりでございます。その他のご質問については、担当の課長からご答弁申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

【商工労働観光課長 山口一三君登壇】

○商工労働観光課長(山口一三君) 池田議員からご質問のショッピングプラザピュアについてご答弁申し上げます。ショッピングプラザピュアにおけるピュアマルシェ及びピュアカフェを運営しておりました、株式会社パシフィック観光との協議の進捗状況については、これまで所管の厚生経済常任委員会においてご説明させていただいておりますが、本年4月17日に町に対して閉店の意向を示されてから、事業者側と何度か協議をさせていただいており、今月の13日には所管委員会への提出資料をもとに、今後における町の処理内容をご説明させていただいたところであります。

事業者側との合意についてでございますが、企業立地促進条例に基づく支援措置は、条例に基づく支援措置の取り消し及び返還請求手続であることから、書面にて通知する事項であり、また賃貸借契約の解約書類につきましても、契約内容に基づく事務処理でありますので、どちらも同意を必要とするものとは考えてございませんが、株式会社パシフィック観光が入店時に実施いたしました造作物撤去費用の取り扱いについては、未相殺額の確定に向けて今後、事業者側と協議を進めてまいりたいと考えております。

今後のスケジュールについてでございますが、賃貸借契約の解約に伴う解約日までの賃貸料については、既に所管課で納付書を発行済みであり、企業立地促進条例に基づく返還請求についても、所管課にて来月通知の予定と伺っておりますので、その他の処理事項やテナントの現状復旧確認等を今後も進めてまいりたいと考えております。

2点目の、新たな出店の申し込みについては、5月24日開催の厚生経済常任委員会においても

ご説明させていただきましたが、出店に関する問い合わせは、町のほうへ数件寄せられている現状にあることから、今後も協議を継続させ出店の実現に向けて進めてまいります。

3点目の今後の利活用についてでございますが、テナントの一部閉店を受けまして、町としてもできる限り早急に食料品関係の含めた店舗を誘致してまいりたいと考えております。また中心商店街の賑わいづくりに向けては、店舗再開とともに空きスペースや地域交流センターピュアプラザの活用も並行しておし進める必要にあることから、今後におきましても関係機関や団体と連携しながら、一步一步、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) それではひと通り答弁をいただきましたので再質問をさせていただきます。以外に町長の答弁、短かったなと思いながらですね、ありますけども、先ずお聞きをしておきたいのですね、実は私、非常に印象に残っているんですが、前町長、酒井前町長が平成15年に旧静内町長に就任したとき、そのときに私よく覚えているんですけども、町財政、いざなってみてどうだいという質問が、私じゃないけれど先輩議員からありました。そのときに、時の新任したばかりの酒井町長はですね、前町長は、町財政がこんなにひどい状況だと思わなかった。要約した話ですよ。こういう趣旨のお話をされました。大野町長はですね、この就任されて以来、財政というものを今度はじっくりと見るわけですから、そのような、それを見たうえで今の財政、どのような感想をお持ちでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 町の財政状況についてのご質問でございますけれども、地方公共団体どこも押しなべて厳しい財政状況にあるというふうには、私は従前より認識してございます。そういう中におきまして、この新ひだか町の財政状況、どう感じるかということでございますけれども、そういう厳しさというのは他の町も当然あるだろうと、その町と個々具体的に比較しているわけではございませんけれども、今、私この立場になってですね、そういう財政状況のもとでも未来に向けたこの町をどうしていくんだ、残していくためにはどうするんだということが、ひしひしと私の方にかかってきているのかなと思います。そういう意味で申しますと、財政状況、こういう中におきましても、そのひしひしと方に乗っかっているものをですね十部受け止めながら、いいまちを創るために、先ずは財政運営を健全な状態に持っていきながら、これは皆様方にもいろいろとご協力いただくことも出てくるかと思っておりますけれども、そういう決意でしっかりとしたまちづくりを進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) そのうえで、今予算、政策予算に盛り込まれた中で、町長の理念がどのように生かされてるかという質問をさせていただきました。答弁の中で、いわゆる大雪被害の経営支援対策、それと河川の氾濫対策、それと防災無線の調査。これを盛り込ませていただいたという答弁でございましたけれども、要するに選挙前に町長が出された町民の皆様へのお約束。そういう中に早急に検討する進める事項というものが3点ありましたよね。3点のうち、1つは大雪被害の経済対策、経済支援対策。2つ目が河川の氾濫対策であったと思います。ですから3点あったうちの2点は、さすがに早急にというお言葉のように、この6月補正、政策予算に盛り込めた

ということになります。ただお聞きしたいのはもう1点です。3点あるうちの2点が今回ありましたが、もう1点、住宅新築リフォーム助成のあり方の検討というものがあります。これに関してはさぞかし今の財政も見たときに、盛り込みたかったけども盛り込めなかったことなのかもしれないという思いがあるんですけども、この住宅新築リフォーム助成金、これに対する検討状況などをお伺いできればと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 住宅新築リフォーム助成金のあり方についてでございます。もう既に30年度につきましても、現行制度でこの事業は進んでいるわけでございますけれども、実は私、従前からやっていた形を一度変えてですね、今現行で進んでおりますけれども、単純に従前の形に戻すというものの考え方は一切してございません。同じことを二度やるということは考えてございません。そこに一工夫、政策の目的、味つけをしてですね、例えば空き家がたくさん増えている、その地区をどうしよう。あるいは今後のまちづくりを考えたときに、商店街のところの今後のあり方を考えたときに、こういうリフォームですとか新築のものを組み合わせるわけですね、どう考えていくことができるんだろうということで、そういう観点において検討を進めてほしいということで、担当の課をお願いしているところでございます。ですからこれが今、この6月の補正予算にすぐ上程できるような当然仕組みにはなっていないわけございまして、その検討結果を見ながら、できるだけ早い時期に考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 住宅新築とリフォームに関しては、今後、推移は注目していきたいなと思っております。今回、一般質問多数まだおりますけれども、最終日に木内議員から同様の質問が出ておりますので、細かいところはそちらにお譲りするとして、今回は次にいきたいです。また空き家というお話もございました。これもまた同じ公明会派を組んでおります建部議員が、前から深く関わりを持ちながらやっていることですので、今の部分も建部議員にお譲りをして、次の質問したいなと思っております。

いわゆる町長が町長らしさというかね、私も実は古い話、私ごとになって恐縮ですけども、議員になったときは増本町長だったんですよ。その後沢田町長、酒井町長と、今、大野町長で4人目、私は議員として関わらせていただくということになります。皆さんそれはいろいろ個性があって、長所もあれば、少しだけの短所もあったのかなと思っておりますけれども、そういう中でやはり町長の考えが如実に表れるのがやはり予算と後は人事事実だと思うんですよ。ですから2か月半で人事を思いっきり動かすというのは、それは不可能だと思います。ただ、機構改革。今、グループ制を取ったり、いろいろといろいろとやってきてます、この町は。そういう中で、機構改革だとか、その人事、適材適所にその人を充てる。そういうところもですね、これから必要になってくると思うんですよ。その既に決まってることをこれからどうやっていきたいのか、そこも含めてご答弁をいただければと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 組織機構改正、あるいは人事についてということだと思いますけれども、私、現時点で組織を動かしたりですね、人事をどうしようかということは今の段階で私、全然真っ白な状態でございます。例えば、組織をどうつくるか、あるいは人事をどうするかというのは非常に難しい問題でございまして、組織をつくってもそこで働く人が一生懸命やらないとどんないい

組織をつくってもだめなわけでございます。あるいは私自身がその組織をつくって、私がこのようにやってくれと、こういう検討をやってくれとお願いしても、そこにいる人が、先ほどもお話ししましたけれども、前に出て働いていただく気持ちを持っていただかなきゃならないということでございます。そういう意味で申しますと、今現在ですね、組織機構改正を新しく私が町長になったからといって、すぐさまどうするということは、今時点では考えていないということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 機構の改革ですとか人事は、これは町長の権限ですから、議会がどうこうというものではないのは十分承知の上で質問してるつもりですけど、でも私は、町長の思いを達成するためには早い方がいい。言ってみれば、簡単に言うと4年間しかスパンないわけですから、そこで例えば、普通に思うと来年の3月なのかななんて思うけれども、4年のうちの1年そこで過ぎちゃうわけですよ。早くする分には早くしたっていいんじゃないかと、私的には思っております。そこで議会か議員がどうこう言う部分は抜きにしてね、町長の重いというものを知らしめるためにも、そこら辺はあっていいんじゃないのかなと思っておりますので、そこら辺もご一考いただければなと思っております。

次にショッピングプラザピュアについて質問を移ります。先ずですねピュアマルシェとの協議進捗状況だとか合意は整ってるかとかスケジュールはどうなっているかということをお聞きをさせていただきました。そこで思うのはね、やはり私、答弁の中で言ってくれるのかなと思っただけで言わなかったのが取返して言いますけれども、企業立地促進条例に基づく支援措置として雇用創出奨励金80万円、そして改修等助成金が2,000万円、ちゃんと言わなきゃだめだね。雇用創出奨励金は80万支出して64万返してくださいと、改修等助成金2,000万円出してるけど1,600万円返してくださいと。そういう形で求めていくんだというのを常任委員会で報告を受けております。ほかにも税務課が所管する固定資産税の免除ですとか、契約管財課が所管している賃貸借契約だとか、先ほど商工が答弁されましたけども、商工労働観光課が所管している清掃業務だとか造作物の撤去と、これまだまだね、まだまだ時間がかかるのかもしれない。ただ早くけりをつけなければという思いも致します。その中で、そのさっき言いました64万円返してくださいとおい雇用創出ですとか、1,600万円返してくださいという改修等助成金。これの協議がね、協議がって言うか合意、合意の必要がないという答弁でしたよね。そういう中でね、決まりから、そういうもんだと言われればそうなのかもしれないけど、私は心情的にはね、やはり1年ちょっとここでピュアを活用していただいた業者さんでありますから、敬意を払うという意味も含めてね、きちっとそこら辺は、ただただ決定を送りつけて払いなさい。こう合意しましたよ、しましたよと言いつけるだけではなくて、その中ではね、相対で協議をすべき事柄ではないのかなと思っておりますけどもいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) その件に関しましては、閉店のお知らせをいただく前後からですね、いろいろ会社側からもご相談をいただいております。私共、企画としてはこういう雇用促進の関係、企業立地の関係で助成をさせていただいておりますので、その辺はあらかじめ当初の契約といえますか、お約束の中身でいろいろお話をさせていただいておりますことの再確認と、それと今後の手続について、こういうふうになりますということを、事務的ではございますけれども事前に複

数回、お会いをして、打ち合わせをさせていただいております。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 複数回話はわかります。ただ決定をみたかどうかですよ。ですから相手方の承諾は要らないわけでしょ。ただ私は思うのは、企業立地促進条例にみれば、言ってみたら想定外っていうんでしょうかね、5年間店を開かなければこの補助は受けられないよっていうものが、残念ながら1年で。だから5分の1を、はやっていたんだからいいけども、5分の4は返してくださいとそういう趣旨ですよ。ただそれは企業立地促進条例にはそういうことは書かれていないわけですよ、その計算式とかね、ですから、だから相手方との折衝でしょ。最終的に合意は要らないっていうかもしれないけども、最終的なものを示してわかりましたと、そこまでちゃんと協議をすべき事柄じゃないですかと。なんか冷たいっていう気がするんですよ。ですからそこら辺を、まだ全部が全部、今は企画課から答えていただいた、返還をしていただくものとかありますけども、今から造作物の撤去費用ですか、だとかいろいろなまだまだ協議が続くわけですから、そういう中で、お互い了解という場面があつていいんじゃないでしょうか。そのときには当然、多分、商工が表になってやるんでしょうけども、当然、中には税務課の部分もありますけども、それぞれがそれぞれの場面、そのときに同席をしてね、何っていうのかな、快く了解をしてもらいたいと私は思うんですけどもね。どうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) これまでもその各案件について、それぞれの所管課で対応していただいております。ただ、情報の共有など横の連携を保ちながら事業者さんと協議をさせていただいております。ただ、私共の所管する事項で、まだこれから事業者さんと協議する場面もございます。また、各関係化の部分も出てくる可能性もございます。そういった部分も必ず今、議員おっしゃったとおり、同席または情報共有という形をしながら、事業者さん側と綿密に協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 大事なのはスピード感だと思うんですよ。ですから、それは今は出店、店を閉じるのための作業をやっている最中だと私もおりますけども、要するに町長が先ほど言われましたけど、やはり横のつながりとか、そういう中で、僕は同席して、例えば町長、副町長がその中にて、即断即決できるそういう場面があるかと思うんですよ。もっと言えば、全部の額を丸くしてくれだとかね、そういうのもあるのかもしれない。そういう中で、私はその折衝ごとの責任者というのは誰になるんですかと、町長みずからが出るんですか、それともこれ、部も課もいろいろまたがってますからね、すくなくとも副町長は出て責任を持つ、責任ある中で折衝するんでしょうねと、そういうところはね、これきっちりお聞きしとかなないと、なんかあつちはあつち、こつちはこつち、あの課はそうで、この課はこうでみたいな話になってはいけないと思うものですから、そこら辺はどのような考えでしょうか。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) これまでも各案件につきまして理事者並びに副町長と協議の場を設けまして、それぞれ対応等を協議させていただいて判断をいただいているところであります。今後におきましても、それは変わることもなく各事項とその場での判断が必要かどうかという部分もありますけれども、常に理事者の意向等を確認しながらですね、協議を進めてまいり

たいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) そこら辺はスムーズに協議が進みますように、合意が早くできるようなことは、私自身願っておきます。それと次に、撤去費用は今後の協議だとさっき答弁がありました。これ具体的に何か決まってるもの日程的にね、とか内容的に決まってるものがあれば教えてほしいです。なけりゃないで答弁としては構わないです。どうでしょう。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一也君) 先ほど壇上でもお答えをさせていただきましたが、今後協議を進めていくべき事項として処理しておりまして、今現段階、具体的なものはまだございません。以上です。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 先日、私所管しております厚生経済委員会がありました。そこでお話を聞いておりますので、それ以降何か変更ね、動きがあったかなと思ってお聞きしました。次にね、要するに新たなテナント出店の部分なんですけども、先ほど答弁で5月24日からの常任委員会で説明をしたと。あれから1カ月経ってますよと。以上経ちますよと。そういう思いでお聞きを、質問させていただきたいんですが、より具体的にね、何件あって、どういう職種がとかさ、それが入ることによって、いわゆる1階フロア、2階の食品街含めてさ、どの程度埋まるのか全然概算で構わないんですけどもね、やはり何もないんじゃないかと、ありそうな雰囲気の答弁だったもんですから実際もうちょっと詳しくの何件で、どういう面積で何の業種で、そこら辺をわかれば教えていただきたいんですが。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一也君) 壇上にて、数件寄せられているというお答えをさせていただきました。実際相手方もある交渉事でもございますので詳細な内容等は控えさせていただきますけれども、現在お話を数件いただいておりまして、中には、食の意見販売の関係も含まれております。ただ、5月にお答えさせていただいたんですけれども、それ以後まだ現状普及作業中であること、さらにはまだ具体的にその店舗の位置、面積、それからそういったものもまだ具体的に詳細の部分までの詰めに至っていない状況であります。ただ、町としても早期出店に向けてですね、何とか協議をスピーディーに進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) 応募がとりあえずはあるんだということは大変うれしいことだと思っております。ただ、思いますのはね、やはり今まで、ピュアマルシェも含め何件か入った中で、じゃああのピュア全部使えてるののってたら、そんなことはないですよ。特にあのピュア食品だった所、あそこは一度も使われずに過ぎてきているということで、今数件の申し込みがあるんだと言って、面積、使う面積わからないという答弁ではありましたけども、あそこが全部そういう、いわゆる商業施設としてのものがね、そこに入るとはととてもとても思えないんですよ。残念ながらですけども全部が埋まらない。そういう中で今後の募集内容の見直しや大きな方針転換というものをお聞きをさせていただいたつもりでおります。まず、全部埋まるか、埋まらないかと言ったら、まず埋まらないという、もう一回重ねて申し上げますけども、そういう空きスペースの活

用というものをね、この際もう無理だと、全部埋まるのは無理だという観点、方針を変えてね、空きスペース、ここは町がやるスペースだよ。そういうものに変えなきゃならないんじゃないでしょうか。私、これ代物弁済のときの答弁であったと思いますけども、そのときの答弁でね、町はいろいろと公費をつぎ込んでこうしたよと。ただこれ以上は町費の支出はないよということを確認答弁したと思うんです。今、議長やられて福嶋議員の質問の答弁だったと思っておりますけども、だからそれが足かせになってね、今後、空いているスペースの有効活用という部分ができないのであれば、それはその足かせを取るべきだ、方針を変えるべきだと思っているんですけどもいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 足かせといいますと出店要件の緩和等のご質問かなと思うんですけれども、現在ピュアにおきましてはパンフィック観光さんが撤退を予定しておりますけれども、現在2社との契約がまだ継続している状況にあります。施設の維持管理に要する経費も町の財政負担がありますので、そういった軽減を図っていくためにも、現在においては、出店要件の緩和等っていうのは考えておりません。以上です。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) これは私も議会で発言したことがありますし、他の議員からもいろいろと発言をされておりますけども、このピュアの有効活用という意味では、例えば認知症カフェやらせてくれってご意見ありました。お年寄りがバスを待つ間ですとか寒い時に、自由に遊べるスペースに使わせてくれたとかね。私なんかは思うのは、農村地帯に住んでますから、よく木曜日の日に木曜日ってやってるんです。ビニールハウスかけてね。例えばそういうところをさ、持ってきて、ここ使っていいよって、いわゆるフリースペースですよ。町がそこで何をやっても、何をやってもったら語弊がありますが、一定の縛りはあるとして、自由にお使いくださいというスペースを設けるっていうことが、もう可能じゃないのかなと思っているんです。ただ、私が思うのは、先ほどの繰り返しになりますけども、そうするにしても、要は商業施設という網がかかっているんでしょってところが、僕はネックになりやせんかなということをお心配してらるんです。だから、商業施設という位置づけにしたままでも、私が今言ったようなものができるんだよと言うのであれば、それで了解するんですけどいかがですか。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) ご指摘のとおり今、空きスペースそれから地域交流センターピュアプラザ、施設全体の利活用の促進というものを図ることによって、中心商店街の賑わいづくりっていうのは進んでいくのかなというふうに考えておりますので、昨年、認知症カフェのほうも開催させていただきました。そういった取り組みを町としてもどんどん推進して、まずスペースが空いているのであれば、そこを活用していただきたい。ただ、長期にテナント的に契約を要するものについては、あくまでも今現行どおりですね進めてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長(福嶋尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) そのように方針でしたら、それでよろしいか、私はいいかんと思っています。ただ先ほども言いましたけども、その町費はもう使わないよという答弁が過去にあったわけですよ。だから今、認知症カフェにしろ、何にしろ、フリースペース、何にしろ、やはり壁、鉄骨

剥き出しとかさ、ああいうまんまでは、そりゃ無理ですよ。特に子どもたちが自由にお遊びくださいという所はより安全な床にしたり壁にしたりしなければならない。そこには必要なイス、机も含めて何か町費がかけて用意しなければならない。だからその部分を前の、だいぶん前になりますけれども、その時の言葉が私は気になってるんです。そういう必要な部分の町としては支出をするんだということの考えかどうかをお聞きします。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 例えば施設を利用するにあたって、当然ながら利用する団体さんが手持ちで自前で用意される分、それから実際にもピュアのほうにある物品の部分、そういったものも、まず現状ある施設での取り組み、要するに新たな経費を要しない部分での利活用というのを進めているところであります。ただ、そうした部分で施設の整備だとか、そういった部分で新たに町費をかけてまでやるかというご質問でございますけれども、今現段階、現状復旧作業を進めている段階ですので、そういった部分の状況を見ながら、新たな利活用を図るために町としてどうしていったらいいかというふうになった場合については、またし再度その場で検討したいなというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) その場になってからってというのは、だから僕は、もうここは見解の相違だと思う。担当課としては全部のスペースまだまだ使うよという思いがあるわけですよ。だからそう言うと思うんですね。僕はなかなか、全てが埋まるというのはなかなか難しいですよ。もう何年も経ったわけです。ですからそこら辺が意見の合わないところだと思っただけです。私は、前も、先に、いつでも新たな大面積を使えるところが入ればそれは使わしていただくとして、それまでの間、フリーに使える町が主体となって行う事業だとか、そういうところにね、どうぞっていうところを確保してもいいんじゃないですかと、そのためには町費が幾ばくか出ても町民のために使える施設であれば、そのような方針転換も必要と今なっているんじゃないですかという思いでお聞きしている。町長どうですかね、そこら辺は。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) 先ほどもお答えさせていただいたんですけど、やっぱり状況によると思っただけです。ですから、今の段階で整備して一区画設けます。そのためには町費をかけて整備をします。そしてそこをご自由に使っていただくという、くくり、要するにくくりですよ。っていうものを設けるのではなくて、昨年9月から、やっぱり出店者の募集っていうのを継続している。どのような、先ほどご説明いたしましたけれども数件寄せられている現状、それから今後さらに、私どもは募集、募集応募されてくるんでないかというふうに期待もしているところでありますので、現在そこで場所を確保してやるという考えではなくて、そのときの状況、状況によって、要するに利用したい団体さんとの協議によって、場所の選定、それからどういったものが必要なのかというものを個別に協議させていただきたいなというふうに思っています。

○議長(福島尚人君) 14番、池田一也君。

○14番(池田一也君) きっとこれ何回聞いても同じことになるんでしょうし、このあたりで質問やめますけども、町長、柔軟な対応っていうのはこれからだって必要なんですよ。もう何年経ちましたかってピュアに関しては。いろいろ紆余曲折があって今こういう事態ですよ。もうね、やはり町長の思いで、この方針を変えのものがあつたら変えればいいし、推し進めるとこ

ろは推し進めりゃいいし、だけどわずか1年ぐらいでね、残念ながら撤退をされますけども、やはりそこら辺は町民に対してもっと有効性のあるもの。商業に関わらず、いろんな場その場として町有施設なんですから。そういうものの利活用を広めていくべきだと重ねて申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

13番、建部君。

【13番 建部和代君登壇】

○13番(建部和代君) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。ご答弁よろしくお願いたします。大きく3点について質問をさせていただきます。

先ず1つ目、町長の「町民の皆様へのお約束」について、4月に行われました町長改選に当たり、新大野町長が4月6日に出されました、町民とのお約束について質問をさせていただきます。

この町民の皆様へのお約束は、下段にこれから4年間で私が取り組んでいく町政の基本項目を記述したものと書かれております。町民の皆様は、「町民の皆様へのお約束」を大変に期待を持たれているのではないかと思います。私も読まさせていただきました。基本理念、基本政策、最重点の政策課題、早急に検討を進める事項等が掲載されておりますが、その中の最重点の政策課題の1つに、医療と介護、福祉の連携強化、子どもを産める環境の整備の中の産科新設・誘致の取組について書かれておりました。このことについて質問をさせていただきます。

この産科新設の取組と聞けば、町民はもとより近隣町村の方にとっても、また地元の若い女性の方にとっては大変うれしいお話です。私は、平成25年の9月に町の医療体制について、地域の唯一の産婦人科閉院にあたり、今後の産婦人科について質問をさせていただきました。私が話をするまでもありませんが、町として産婦人科医師の不足の中、町も町立病院の院長も大変苦労されて努力され、札幌から現在の先生を来ていただき、週3回、婦人科のみの診察であればとのことで婦人科の開設にこぎつけました。その後は産科がなくなりましたが、地元の町立病院で婦人科の検診、妊婦健診を受けることができ、地域から大変喜ばれ5年が経過いたしました。そこで2点の質問をさせていただきます。

1つ目、最重点政策課題の産科新設・誘致の取組みはどのような構想なのか、お聞きいたします。

2つ目、産科新設・誘致の取組みはどのような施策を考えているのかをお伺いいたします。

大きい2つ目、新生児聴覚検査について、昨年12月に質問をさせていただきましたが、新町長になりましたので、再度、大野町長に質問をさせていただき、お考えを聞きたいと思っております。

新生児難聴検査は、生まれてすぐの赤ちゃんに難聴の疑いがないかを調べる、真正聴覚スクリーニング検査です。早期に見つけて適切な療育を受ければ、聞いて話す力を身につけやすいと言われております。先天性の難聴は1,000人に1人から2人とされ、専門医は言語の発育には早期に療育訓練が望ましいとお話をされており、誰でもが検査を受けられる仕組みが必要と言われております。厚生労働省も全ての新生児を対象として検査を実施することが重要とし、市町村に対し

保護者等への啓発などに努めるように通達がされています。現在、検査は任意で保険適用がされておりません。国は検査の補助に係る費用は、自治体の裁量で使える地方交付税で交付し、市町村単位で公費負担に取り組むよう通達されています。2016年の実施状況について、北海道では73パーセントで、全国都道府県で最も低い状態です。都道府県別では、23県が100パーセントで、多くの他県では9割を超え、85パーセント以下は北海道だけです。新ひだか町の実施状況は82パーセントとお聞きしておりますが、新生児が100パーセントの検査を受ける体制が必要だと考えております。道の調査によると、公費負担は昨年9月現在では、8町村でしたが、今年の4月では30市町村が公費負担を開始しています。公費負担は4倍弱増加しております。

そこで2点伺います。まず1つ目、管内の町では新生児聴覚検査はどのような対応で実施されているのかお聞きいたします。

2つ目、町として今後、公費負担で新生児の聴覚検査をする考えはないのかをお聞きいたします。

大きい3つ目、新ひだか町の介護職員の人材確保について、昨年9月の定例会で池田議員から、同僚の池田議員から、人手や人材の不足対策についての中に介護職員について質問をされていましたが、改めて新ひだか町の介護職員の人材確保について質問をさせていただきます。

日本は超高齢化社会に突入しております。それに伴い介護を必要とする高齢の方々も増加し、その方々のケアを今後いかに担っていくかが社会問題の1つになっています。2025年には、介護の必要な方は100万人に達すると言われております。ただ労働力が減る中では、将来これだけの数を全て施設のみで面倒を見るには現実的ではありませんが、さまざまな態様がなされると思っておりますが、今ほどの介護施設でも介護従事者を確保する取組には知恵を絞り、努力をされているのではないのでしょうか。また、離職者、退職者を出さないことも大事な1つだと思います。我が町においても最近、介護施設の新設があり、今まで以上に介護従事者不足で頭を抱えていると聞いています。我が町の特別養護老人ホームにおいても、常に介護職員の募集がされております。全国的には少子化が進み介護職の人材不足の中、町内では、介護職を目指す地元の高校生が毎年います。しかし介護学校に行きますが、卒業後は地元に戻らないのが現状です。さまざまな事情があると思っておりますがとても残念です。しかし、地元の卒業生が介護学校卒業後、地元に戻ってこれない事情もあります。それは他の町村の貸し付けを利用されたので、地元に戻ってこれないことで、保護者の方からは、地元で貸付制度があればとおっしゃっていました。介護学校を卒業して、1人でも2人でも地元に戻れる体制を設けることが必要ではないかと思ひ、また、将来にも大きな町の財産になる可能性があるのではないかと考えます。だからといって、この制度は人材確保の1つにすぎません。町としてもさまざまな方法で人材確保に努力されていると思ひます。介護職員が1人でも多くいることで、職員も心にゆとりをもって仕事ができ、入居者にとってもいい介護が受けられると考えます。

そこで3点質問をさせていただきます。まず1つ目、現在の特別養護老人ホームの入居者の状況と介護職員の状況をお聞きいたします。

2つ目、今まで介護職員の人材確保はどのようにされてきたのか、お聞きいたします。

3つ目、我が町には、大学、高校の進学の際、条件が満たせば給付または貸付制度があります。医療技術者等には修学資金貸付制度がありますが、介護福祉士を目指し介護福祉学校に入学する生徒には貸付制度はありません。ぜひ貸付制度を設けるべきだと考えますが、町長の考えを伺い

ます。

以上で。一般質問の、壇上での一般質問終わります。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長

【健康推進課長 上田賢朗君登壇】

○健康推進課長(上田賢朗君) 私からは大きい1つ目、町長の「町民の皆様へのお約束」について、大きい2つ目の新生児聴覚検査について、大きい3つ目、新ひだか町の介護職員の人材確保についての3点目についてご答弁申し上げます。

最初に、大きい1つ目の町長の「町民の皆様へのお約束」について、1点目、最重点政策課題の産科新設・誘致の取組はどのような構想なのかと、2点目、産科新設・誘致の取組はどのような施策を考えているのかにつきまして、関連がございますので合わせてご答弁させていただきます。

町民が健康で明るく元気に生活できる社会の実現を図るために、一翼を担う一つとして、地域において安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境整備が重要な課題であると認識しております。また、北海道周産期医療体制整備計画におきましても、できるだけ身近な地域で安心して分娩が行えるよう、地域における周産期医療体制整備を掲げているところでございます。しかし、地域で安心して出産できる医療体制の整備が望まれていることは認識しつつも、町内で唯一の産科医院も閉鎖され、産科の特殊性から、全国的にも産科医師が減少傾向にあることなどから、その体制整備にあっては管内で浦河赤十字病院が地域周産期母子医療センターとして認定されるように、北海道を始め関係機関への要望などを取り組んできたところでございます。母子を取り巻く環境が複雑化・多様化する社会背景を踏まえ母子施策である妊娠期から出産、子育て期へのライフサイクルを通じ、切れ目のない支援体制を構築・強化する施策の中に、町内において安心して出産できる環境整備が図れないものか、産科新設・誘致の可能性について検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に大きな2つ目の新生児聴覚検査についてでございますが、1点目と2点目は関連がございますので合わせてご答弁いたします。新生児聴覚検査の実施につきましては、厚生労働省から平成19年1月29日付で新生児聴覚検査を全ての新生児を対象に実施するよう通知があり、また、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱の一部改正に伴い、新生児聴覚検査の体制整備事業について都道府県における推進体制を整備するとしてしたことを受け、北海道から平成29年11月14日付で市町村に対し、新生児聴覚検査の実施についての検査の普及啓発、積極的な受診勧奨に合わせ、検査費用の公費負担にかかる取組についての依頼があり、このことにより管内各町で実施してるところもございますので、管内の公費負担の実施状況についてお答えいたします。

平成29年4月より、初回健診費用を全額助成していた様似町に加え、平成30年4月からは浦河町、えりも町、平取町、新冠町の5町で検査費用の公費負担をなっております。さらに平取町と新冠町の2町においては、初回検査の結果、再検査が必要となった確認検査費用の公費負担を行なっております。また、初回検査の公費負担の割合についてでございますが、全額を助成してるところは様似町、新冠町の2町でございます。上限額を設定しているものは、浦河町、えりも町、平取町の3町となっております。

聴覚の障がいとは早期に発見され、適切な支援が行われた場合、聴覚障がいによる音声発音発達などの影響が最小限に抑えられると言われており、また、国からも積極的な受診勧奨求められていることから、その早期発見早期療育は極めて重要であると認識しております。受診者の経済

的負担の軽減を図ることで、受検率が増えることが予想されることから、実施に向け検討してまいりたいと思いますが、限られた財源の中で実施するというとは何かの事業の縮小、廃止なども当然考えていかなければならないことでありますので、保健福祉事業全体の中で、これら検査に係る費用への助成についても検討していきたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に大きい3つ目、新ひだか町の介護職員の人材確保についての3点目、介護福祉専門学校に入学する生徒への修学資金の貸付制度を設けるべきではについてご答弁いたします。

介護職の人員不足の状況につきましては、報道等にもございますとおり当町のみの問題ではなく、全道・全国的に深刻な問題でございます。このことは介護職を志すものの、金銭的にあきらめる者、また過酷な労働環境により就労継続を断念する者、若者がいない過疎地域での介護職不足など、さまざまな問題により生じているものと考えてございます。そこで、地域に介護職及び持つ方法の1つとしてあるのが修学資金の貸付制度でございますが、国では介護分野での就職を目指し修学資金が必要としている方々に対し、北海道社会福祉協議会を通して介護福祉士等修学資金貸付制度を実施してございます。この制度は、修学期間内に月額5万円の貸し付けを行うとともに、入学準備基金として20万円、就職準備金として20万円の貸し付けがございまして、養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士などの登録を行い、道内の社会福祉施設等で5年間従事することで返還免除といった制度でございます。また、これ以外にも一般社団法人や一般財団法人などによる奨学金制度もいろいろとございますので、町が直接貸付事業を実施するのが、のみが人員確保の方法ではないのではないかと考えてございまして、介護職を志す学生へ、こういった情報を発信していく、相談にのっていくというのも、行政として重要な役割の1つと考えてございますのでご理解願います。

町独自の貸付制度も大変重要と考えますが、3年程度の条件をつけ介護職員の確保を図ったとしても、ようやく業務に慣れたところに都市圏の施設などへ流れてしまい、金銭的にも、人材的にも貴重な資源が流出してしまい、また初めからといったサイクルが少なからずあるものと思しますので、この他に、この地に長く留まり、熟練した介護職となって後輩を指導していくといった環境整備が重要と考えてございます。こういったこともありまして、町内の介護事業所等で組織する地域包括ケア推進会議において、福祉人材の確保が急務であるという認識を新たに、新ひだか町介護人材対策プロジェクトチームを立ち上げ、介護を目指す若者のすそ野を広げ、人材確保への取り組みに着手してございます。2025年度には、団塊の世代が全員75歳以上を迎える時代が7年後に迫ってきていますので、さまざまな方法を検討し、人員の確保を図ってまいりたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 千葉静寿園長。

【静寿園長 千葉憲児君登壇】

○静寿園長(千葉憲児君) それでは、建部議員ご質問の新ひだか町の介護職員の人材確保についてご答弁いたします。

初めに、1点目の特別養護老人ホームの入居者の現状と介護職員の状況についてでございますが。現在新ひだか町には、特別養護老人ホーム静寿園と同じく蓬萊荘の2施設がございまして、私のほうから両施設の入居者の現状と介護職員の状況について合わせてご答弁いたします。

静寿園につきましては、全室個室のユニット型の特別養護老人ホームでございまして、入所定員が 120 名で、現在 119 名の方が入所されている他、短期入所用として 12 室ございます。現在の利用率については、入所 94.83 パーセント、短期 59.16 パーセントでございまして、入居者の平均年齢は 88.8 歳、平均介護度 3.82 でございます。次に蓬莱荘についてでございますが、多床室及び従来型個室の特別養護老人ホームでございまして、入所定員 50 名で、現在 49 名の方が入所されている他、短期入所が 10 名でございます。現在の利用率については、入所 96.30 パーセント、短期 39.00 パーセントでございまして、入居者の平均年齢は 86.7 歳、平均介護度 4.24 でございます。

次に介護職員の状況についてでございますが、現在の静寿園の介護職員の正職員数は 37 名で、嘱託職員 17 名、臨時職員 7 名の 61 名で業務を行っているほか、パート職員 35 名の方がおります。勤務体制については、早出・日勤・夜間で人員配置をしております。食事介助や職員の休憩時間の確保、急な病欠などパート職員を活用しながら補っている状況でございます。蓬莱荘につきましては、介護職員の正職員が 12 名、嘱託職員 10 名、臨時職員 2 名の計 24 名の他、パート職員 1 名で業務を行っております。

続きまして、2 点目の今まで介護職員の人材確保はどのようにされてきたのかについてでございますが、現在、職員に欠員があった場合はハローワーク、新聞、町のホームページ及び広報を利用し、募集を行なっているほか、道内の介護に関係する各学校にも募集の案内を送付しているところでございます。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 13 番、建部和代君。

○13 番(建部和代君) すいません、先ほどは大変失礼いたしました。再質問のほうに移らせていただきます。先ず最初ですね、町民の皆様へのお約束についてっていうことで、町長も当選されてまだ 2 か月強でいらっしゃるんですけども、この産科新設・誘致の取組みの、この最重点政策の課題として取り上げられたっていうのは、それなりの何かきっかけあったのかなって、私思ってるんですけども、もしそういういきさつがあれば語っていただきたいと思うし、また、こういう産科があればいいっていうね、大きな、何て言うのかな、構想、望って言うんですかね、もしあればお聞きしたいと思うんですけども、町長、もしよければ、ご答弁いただければと思うんですけど。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) ただいま産科についてのご質問でございますけれども、きっかけと申しますか、私の思いをお話しさせていただきますけれども、高齢化なりあるいは一方で少子化のこの世の中において、やはり地元で人を増やすということは、いろんな分野にいろんな施策を打つということは当然必要なことでございますけれども、何と申しても、この町で生まれる人を増やすということが大事だというふうに感じております。そういう中で、今年 3 月にこの町のほうに来たわけでございますけれども、私は当然、産科があるもんだらうというふうに思っておりました。私がいたころには、そういう状態ではございまして、私の親戚もこちらで子どもを産んだというふうに聞いておりましたので、こちらに参りまして、現実にはそういう環境にないということをお聞きしまして、この私のお約束の中にたくさんの項目ございますけれども、この 4 年間で一番実現がしづらいお約束事だというふうに思っております。これは簡単に進められるものではないし、今ま

でも町の皆様がいろんなサイドから産科についてご検討あるいはいろんなことをされてきたと思いますけども、なかなか進むようなものではないというふうに十分認識してございます。ただ私の思いとしましては、この4年間の中で仮に実現ができないとしても、それに向けて取り組んでいくという姿勢は変えずにしっかりとやっていきたい。この町で生まれ、この町で育つということが私の理想でございます。将来外に出ても、この町のことを想っていただくような、そういうまちにしたいという思いで、子どもを産める環境を整備したい。それ一点でございます。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) 私も同感です。本当に地元で産んで育て上げられたら最高だなんていう思いでございますので、本当に可能性について検討していくということで、できればそのことについてはずっと持続で頑張って、できれば可能ある限り、それをね、しっかりと取り組んでいきたいという町長の思いを感じて、ぜひ今後も可能性を追求していただければという思いでございますので、よろしくをお願いします。

次のほうの質問に移っていききたいと思います。新生児聴覚検査、前回12月に一度質問をさせていただきまして、前向きに検討をしていきたいというご答弁をいただいて、今回、新しい町長になられましたので、町長にもぜひ、どういうお考えでいるかを聞きながら進めていきたいと思うんですけども、先ず先ほど私も答弁、壇上っていうか、ここで質問をさせていただいたんですけども道内で、もう昨年、本当に8町村、8市町村だったんですけども、今年の4月から30町村が公費負担で今されているという。本当にこれは聴覚障がいていうのは、本当に早期発見、早期療養が決めてで、それが大事だということで、本当に子どものことを考えて、将来のことを考えて、各市町村はこの体制で(聞き取れず)を実施をされているんだと私は思っておりますので、町長はこういう話を聞いて、我が町まだされていないんですけども、どのような感想を持たれているか聞かせていただければありがたいんですけども。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 聴覚障がいの聴覚検査につきましては、一応やる方向で検討してございまして、その準備を進めてる最中でございますので、そういったことでございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) 準備を進めているというお話を今聞きましたので、ぜひ進めていただきたいと思うんですけど、ただ先ほどの答弁で、これ限られた予算だっていうことでね、何か他の事業を縮小なり廃止をしなければ予算が出てこないっていうお話だったものですから、先が見えない話なのかなっていう思いもしましたので、ぜひ準備をして、いつと言わないんですけど、いつとは聞きませんが、ぜひね実施に向けてやっていただければなって思います。今年、一生懸命準備をされているということは、来年に向けてっていう考えでよろしいでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 一応、制度の内容の整備ですとか、あとどれぐらい助成するんだとか、そういったものの関係でございます。予算の関係もございまして、そういった準備が整いましたら、町民の方に周知をいたしまして実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) わかりました。じゃあ即刻その準備に取りかかっているということでの

で、よろしくお願ひします。本当にこの管内においても、うちの町だけまだ実施をされていないということですので、私もすごく気になっておりましたので、ぜひ準備が早めに終わって実施していただければという思いでおりますので、よろしくお願ひいたします。

では、次のほうの質問をさせていただきます。介護の人材確保ということで、お聞きしたいと思ひます。先ほど特別養護老人ホームの入居者の現状と介護職員の状況お聞きしました。常に介護職員のパートだとか臨時の方の採用が常にされているんですけども、今現実には何名の方がこの施設にいますと、他の方の負担がなくなるっていう、自分の仕事ですからいろいろされるんだと思うんですけど、いるとすごく負担かけないで、皆さん、何て言うのかな、生きがいのある職場づくりができて仕事ができるっていう状況なのか、ちょっとお聞きしたいんですけども、ざっくりでいいんですけども教えていただけますでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 千葉静寿園長。

○静寿園長(千葉憲児君) 静寿園に限って説明いたしますと、特別養護老人ホームの職員の配置基準は、厚労省で定める人員配置基準とされておりまして、利用者3人に1人の割合で看護職員及び介護職員が必要とされてございます。静寿園は利用定員120名と短期利用の12名、合わせて132名でございまして、132名を3で除した数、44名の介護職員が基準の必要人数と意になります。先ほど壇上で答弁させていただきましたが、現在の介護職員数は61名でございまして、この基準の人数を上回ってはございますが、その他の職員、その他の嘱託・臨時職員につきましては、町の定員基準44名に対して24名ですので、20名が不足という状況になってございます。ただこの20名、定員に達したことがございませんので、この20名で職員数が足りているかどうかというところまでは検証に至っておりません。

以上でございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) この人数に向けて、皆さんの常に募集をかけていらっしゃるのではないかと、私は想像するんですけども、それにはもうすぐ退職されるだとかね、すぐ辞めていかれるだとか、いろいろなことがあるんだと思うんですけども、それは個人的な部分と、あと職場のですね、やっぱり不満を持っている方、いろんなあるんじゃないかと思うんですけども、これは施設の状況等については質問しませんが、職員がやりがいのある職場づくりっていうんですか、ぜひ目指して、今もされていると思うんですけども、そういう不満が出たときにどうやって解消していくか、どうやって話を聞いてあげるか、その中で皆さんがやりがいのある職場づくりにさせていけるような取り組みを、またさらに続けていただければという思いでおりますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

最後に確保のことと、このことでちょっとしっかりと話を聞きたいんですけども、今、職場の人材確保っていうのは、先ほどご答弁いただいた部分では、欠員があった場合ハローワーク新聞、町のホームページ及び広告を利用し募集を行っているほか、道内介護に関する、関係する各学校に募集の案内を送付していると、いろいろさまざまなことをされていらっしゃると思うんですけども、こういう中で一番今まで応募が多いなっていうのは、どういう形の募集体制で応募がされているか、方が多いんでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) わかりますか。千葉静寿園長。

○静寿園長(千葉憲児君) 今までの欠員の補充でございまして、募集に関しましてはハローワーク

を通じての応募が一番多くなってございます。先ほどですね各学校関係、今現在、専門学校 15 校、短期大学 3 校、高等学校 5 校についてご案内をかけてるんですけども、ここからの採用は今のところございません。

以上でございます。

○議長(福島尚人君) 13 番、建部和代君。

○13 番(建部和代君) それでですね、人材確保の部分で地元から、地元の高校からですね介護の専門学校に行かれています方、本当に毎年、何人か、数名いらっしゃるんですけども、そういう情報っていうのはどうにか掴んだり、またそういう方とお会いしたりして、こうプッシュしたりだとか、いろんな話し合いをされるということは今まではなかったんでしょうか。

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 静寿園に限らずいろんな施設で関連することだと思います。現状で、そういった個人ごとにあたってお話しっていうのはされていないというような状況でございます。それで、当然、学校に行く方っていうのは有資格者になりますので、そういった有資格者ばかりがいいのか、それとも無資格であっても実際、介護現場で働いていただく方がいらっしゃったほうがいいのか、そういったこともございます。ですので、そういった学校には当然案内をかけていきますけども、それとは別に町内の高校ですとか、そういったところに実際に足を運んで、先生・生徒さんにお話を聞いていただいて、資格自体は実際の現場で働いて3年以上働けば資格取れる試験受けられますので、そういったこともご説明しながら、まずはそういった介護の現場を知っていただくというふうなことを進めていきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 13 番、建部和代君。

○13 番(建部和代君) それも本当に大事なことだと私も思います。否定しませんけども将来を考えて、やっぱり優秀な介護士を我が町にいていただけるような、呼んでいくような体制っていうのは、私は必要じゃないかなって、先ほど私もお話をさせていただきましたけども 2025 年、本当にたくさんのね、必要とされる方々ができますので、それに対するやっぱり町としての介護体制は必要ではないかと思うんです。そういう部分では、1つの流れとしてそういうものもしっかりと見ていかなきゃいけないんでないかなって私は感じているんですけども、その辺はどのようにあのとらえていますか、お聞きします

○議長(福島尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 壇上からも1回答弁したんですけども、ケア会議のほうで部会を設けてまして、介護人材対策プロジェクトというものを立ち上げてございます。その中で、実際に介護従事されている方、こういった方にアンケートですとかを取って、どういったことが問題になっているのか、解決するためにどうしたらいいのかっていうのを検討していきたいと。そういった問題を解決できるものとできないものと当然あると思います。解決できるものはすぐ着手していきまして、それと並行、当然若い人も来ていただきゃなんないんですけども、この町の中で介護従事されていたけども、今はしていないというふうな方いっぱいいると思います。そういった方の発掘、呼び戻しっていうのをどうしたらいいのかっていうのも検討しながらやっていかなきゃなんないと思いますので、そういった高校生だとかの新しい人材、それと元従事されていた方のベテランの知識、こういったものを新しく発掘していきたいというふうに考えてございます。

○議長(福島尚人君) 13 番、建部和代君。

○13番(建部和代君) その地域ケア会議でさまざまなことがされてるようなんですけども、昨年、池田議員のご答弁の中に福祉人材育成支援事業等でしっかりと人材育成また人材を発掘していくっていうか、不足を補っていきたいっていうお話をされてるんですけども、今年はその事業っていうのはどのような形でされているか、もしわかれば教えていただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 今年につきましても、継続して実施はしてございます。昨年度の実績20名の方が、この制度を利用しまして資格を取ってございます。

○議長(福嶋尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) 先ほど答弁していただきまして、独自の貸付制度の関係のお話のほうに行きたいんですけども、3年程度を条件で貸付しても、ようやく業務に慣れたらいなくなってしまうとか、そしていなくなったり、それもいろんな問題が、金銭的にもいろいろあって、人材的に貴重な資源が流出するっていうお話をされておりました。私は、こういう話っていうのは今、現実には町でもいろんな貸し付けをされてると思うんですよ、医療の関係のとか、そういうことを話しますとそれも同じ部分では、私はないかと思うんですよ。実はある町民の方から、この介護の専門学校のことでお話を聞いたことがありまして、そのときに、優秀な子だと思んですけども専門学校行くときも特待生で入れたというお話も聞きました。それで本当に町内に貸付があれば町内で受けて町内に戻って来たいって、でも町内にないがゆえに管内の近い、様似に行っただと。残念だって。できれば本当に町内にこういう学校行く貸付があると、まだまだ子どもたちも勉強して、じゃあ私も入るんだったら勉強しなきゃいけないんだなっていう思いもなるだろうって、そこまでいろんなことを考えられる部分もあるんじゃないかなって思うし、また、今年度においても、そういう学校に行きたいんだけど、やはり貸付制度が地元でないがゆえに、他の町村の貸し付けを借りて、そこで借りて専門学校に通うことしかアドバイスができなかったんだっていうお話を聞いたときに、本当に将来を考えたときに、たくさんの人に貸し付けするっていうことは不可能だと思うんですけども、優秀な人材を我が町に呼び戻すっていうか、来てもらうっていうのは私は流れとしては、すごく大事な点じゃないかなって思います。ですから、さまざまなお子さまもいらっしゃいますから、全てが全部っていうわけにもいかないと思うんですけども、そういう子どもさんもいるとういうことも、本当に、町の職員の係りの方もご存じかもしれせんけども、ぜひしていただいて、将来に流れとして作っていただけないかなって思いがあるんですけども、どうでしょうか、その辺の考えは。

○議長(福嶋尚人君) 上田健康推進課長。

○健康推進課長(上田賢朗君) 議員おっしゃることは十分わかります。ただ先ほどから同じ繰り返しになるんですが、まずは町内にいる、町内にいる資源を掘り出すというのが先決ではないかなと考えてございます。そういった現場の方のお話を聞いて、そういった制度を利用したほうがいいんじゃないかっていうご意見がいっぱいあれば、またそれはまた検討する題材にもなるんですけども、まずは町内のものに、調べてやっていきたいと考えてございます。また、壇上でも申し上げましたけども北海道社会福祉協議会、こちらのほうが道内のどちらの施設に入っても、5年間従事していれば免除なるというふうなものがございますので、そういったものが社会福祉協議会に聞いたんですが、当町の住民の方でそういった制度を利用されて方いますかっていうふうに聞いたんですけども、調べる限りで調べたらいなかったというふうなこともございます。なので、

そういった情報が行っていないんじゃないかなというのがありますので、そういった方に情報を発信していくと、うちのほうに聞いていただければ、こういった制度ありますよというふうなことをお教えできますので、そういった制度を活用していただくというのも方法の1つだと思いますので、そういったことで考えてございます。

○議長(福島尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) 今、道内の社会福祉施設ですよ、ということで等で、5年間従事することで(聞き取れず)貸付があるということで、ですもんね。今お話しは。って言うことは、町内の、うちの町の町立のそういう施設で働けるということですか、帰ってきて、そして、あんなほどね。それは私ちょっと勉強不足だったんですけども、道内どこでも、どっか行くのかなって思ってたもんですから、町内ってことなんですね。いやわかりました。ちょっとその辺の周知ですよ。そうしたらね、周知、やっぱりまだまだ足りないのかなって私思います。皆さんいろんな形で調べながら、介護専門学校に行かれてる方も多くて。そうやって、ぜひってお話もありましたので質問をさせていただきました。町長も、新しく介護のことで私、いろいろ質問させていただいたんですけども、私も現実にこういう道の社会福祉の施設等の貸し付けがないってことは周知部分もあると思うんですけども、将来の介護を担う子どもたち、我が町に来ていただけるような、本当に体制っていうのは、本当に必要じゃないかなって、確かに中の人たちでいろんな意見を聞きながらやることも現実足がついていて素晴らしいことだと思うんですけども、やっぱりさらに広く大きく、いろんな人材を我が町に呼んでくれるような体制って、私は必要でないかなって思うんですけど、町長はその辺、どのように感じられたかちょっとお聞きして終わりたいと思うんですけども。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 今、議員と担当課長の議論を聞かせていただいておりますけども、介護の職場のみならず、今世の中、全ての分野において人手不足ということが叫ばれておりますし、現にそういう状況になってきているというふうに認識してございます。そういう中においてこの町に、そういう人材をどのように集めてくるかっていうのは、その産業、産業の形態あるいは分野、分野で違う要素がたくさんあると思いますけども。私としては、基本的には今議員が申し上げたようなですね方向性を持ちながら、将来に向けて、いろんな分野で活躍してくれるが若い人たちが集まってくるようなまちをつくっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長(福島尚人君) 13番、建部和代君。

○13番(建部和代君) 以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(福島尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩いたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長(福島尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

11番、田畑君。

【11番 田畑隆章君登壇】

○11番(田畑隆章君) この席から一般質問をさせていただきます。大野新町長がJR日高線復旧について、どのように取り組まれるのか所信表明にはありませんでしたが、入ってもよかったか

など思っております。そのことについて1番目、海岸復旧強化などを求める、駒場自治会の要望はどのように扱われてきたということです。日高線が不通になって3年半を過ぎようとしている。しかし、復旧は進まないどころかさなる台風、高波が襲い脆弱化している護岸により、我が町のJR日高線沿線の家屋、社屋その設備に甚大な被害が出ている。それにより移転を余儀なくされた事業所もある。このような中で、被害が大きい自治会事業者から、安全な暮らし、安全な事業運営のために要望が出ている。駒場自治会からは、安全な護岸を要望して14、15年前から要望を続けているという。

そこで①番目、要望書の内容を確認のために教えていただきたい。2番目、自治会要望を解決するためにどのような手だてを講じてこられたのかお答えください。3番目、日高町村会も議長会も努力されていることは新聞紙上でわかります。しかし遅々として進まない復旧に、このままでは日高線沿線住民は行政不信、政治不信に陥ってしまうのではないかと危惧しています。町長は住民要望にどうお答えするおつもりかお答えください。

2番目、国の災害復旧支援を明記した旧国鉄分割民営化法案に付随する附帯決議についてでございます。現在、苫小牧・鶴川間は通常の運行しております。日高振興局管内に入って富川門別まで、災害の問題はないにもかかわらず運休状態です。そこでこの問題を予見し、議論を交わし、分割民営化のための法案審議に際し、31年前の政治家は次の附帯決議を決意されています。それは第107国会、昭和61年11月28日、参議院におきまして日本国有鉄道改革に関する特別委員会で、関連8法案が可決、成立した時に、配慮すべきことを明記した決議でございます。これは、これは提案者は自民党、社会党、公明党そして、そして社会民主党、そして新政クラブ。こういったところが提案をして可決しております。災害復旧などの中小の鉄道会社が、今後直面する困難に国の支援、配慮を記述したものと私は理解しているが、そのように町長も理解されているかどうかをお伺いしたい。付帯決議を求めた政党に、新ひだか町及び日高町村会が、日高線の復興・復旧支援を求めたことはあるのかどうか、そして他の管内ないでも災害で被災し、この附帯決議を知らない可能性もある。他町や北海道町村会に附帯決議に基づく働きかけを行うべきだと思いますがいかがか、お答えください。

3番目、廃線決定の前に日高町村会等で、町を代表する町長が議論を尽くす決意はということです。JR日高線を、このJR北海道をめぐっては、風雲急を告げています。18日の北海道新聞一面に、JR5区間、すなわち札沼線、根室線、留萌、夕張、日高は国の支援なしというタイトルが出ておりました。維持困難路線6者協議議論不ず。と出ていました。いよいよしっかりとした意見の集約をしなければならない時が近づいている、来たと感じていますが、附帯決議と同じく、議論の前提が提示されていない。例えば沿線自治体に、年間、赤字13億4,000万円を負担していただけるなら残す。JR北海道から提示されたと聞くが、要は10年続けたと仮定して、赤字額124億円、あるいは20年で268億円、廃線を良とするなら、同額を地域のためにいただけないか、これは地域のために国は残そうとして、それだけのお金を与えているものだと理解をしています。ですから、本線の維持を目的に設けられた経営安定基金の運用益が国の低金利政策により目減りして、経営が苦しくなったことも確かですが、地方選の維持を目的とした基金といっても過言でない基金であります。廃線とするなら、距離換算で基金の地方移転を要求すべきでもあろうと思っております。一説には、日高線については520億円が与えられると聞いております。また地方線も、地方線も維持できない、社員の給料、の賃金も上がらないであるなら、JR東日本と

統合し、黒字会社であるJR東日本は経営安定基金は不要だろうから、520億もしくは半額等を国庫に戻す、あるいは自治体の、自治体の地域の繁栄のために、維持するために振り分けていただくのいいのではないかと。ますます不利な環境に陥る廃線沿線自治体の交通弱者、それからインバウンド、観光などに有効に使うことも必要なんではないだろうかと思っております。JR東日本の力を借りることも検討すべきではないかと思っております。

そこで1番目、JR北海道が廃線を提案するならば、JR北海道とJR東日本との合併を建言すべきである。2番目、経営安定基金は、経営を安定基金を廃線自治体に一部を移転させるべき。不利な地域に陥るわけですから、こういったことも考えていただきたい。町村会は頑張っておられるが、町村会自体がそれを行うための組織というわけではないので、そういったことを行うには弁護士、学識経験者経験者に交渉を委ねることも必要ではないか。

以上、一般質問をさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 岩淵企画課長。

【企画課長 岩淵博司君登壇】

○企画課長(岩淵博司君) 田畑議員よりご質問のありました、JR日高線復旧についてご答弁申し上げます。

先ず、大きな項目の1つ目、自治会・事業所からの要望事項につきまして、3点のご質問がございましたが関連がありますのであわせてご答弁申し上げます。

JR日高線はご承知のとおり、平成27年1月に被災を受けてから運休しており、平成28年8月の台風により静内駒場地区のJR護岸が決壊し、近隣の建物に甚大な被害を及ぼしております。この事態を受け、地元自治会や被害を受けた事業所より早期対応の要望が出されております。その内容といたしましては、決壊した防波堤の強靱化、周辺防波堤の点検、強靱、消波ブロックの積み上げ、それと80メートルほど開口した破損防波堤を直ちに塞ぐ工事など、緊急実施する内容となっております。当町を初め、管内7町は日高線の被災以来、関係機関へ早期復旧に向けた要望活動を鋭意行っているところではございますが、なかなか進展の見えるものとはなってございません。しかし、国民の生活と命を守るための国土保全を長きにわたり放っておくべきことではないということから、喫緊の課題として、より一層、国・道、そしてJR北海道に対して要望してまいりたいと考えてございます。

次に大きな項目の2つ目、旧国鉄分割民営化法案に付随する付帯決議につきまして、3点のご質問がありますがこちらも合わせてご答弁申し上げます。1986年、これは昭和61年11月、第107国会、参議院日本国有鉄道改革に関する特別委員会におきまして、日本国有鉄道改革法案他7案が可決されたことに伴いまして、法案施行に当たり各派共同提案による付帯決議が出された、提出されたことに関しまして、平成28年6月。そして平成29年6月の定例会におきまして、谷議員の一般質問において答弁をしたところでございます。この付帯決議の項目の中で、政府としましては各旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の輸送の安全の確保及び災害防止のための設備、維持、水害、雪害等による災害復旧に必要な資金の確保について特別な配慮を行うこととされておりました、日高線沿線の住民は国民であり、道民であり、被災を受けた鉄道や海岸は国土であることをかんがみましても、政府として付帯決議に当たる水害等による災害復旧に必要な資金を確保し、政府が指導しこの日高線に対し特別な配慮を行っていただくため、日高町村会を始め関係機関とともに強く要望活動を続けているところでございます。なお、付帯決議の内容

につきましては、事あるごとにいろいろな場において発言をしているところでございまして、また昨年10月には、北海道新聞においても特集記事の中で記載されておりますので、他管内のJR問題に関連しております自治体においても承知しているものと思っておりますのでございます。

最後に大きな項目の3つ目、廃線決定の前に日高町村会等で町を代表する町長が議論を尽くす決意はについて、まず1点目のJR北海道とJR東日本との合併を建言すべきについてご答弁申し上げます。先ず前提といたしまして、JR日高線の廃止とJR北海道とJR東日本との合併は別次元のものと考えてございます。JR日高線は、あくまで6者会議において、輸送密度200人未満の線区について、国の支援、国の財政支援の対象外とする方針が示されましたが、地域協議の最中でございまして、協議の前提としては国土保全の協議も行なっております。これは解決しなければならない課題がある中、地域としては納得できるものではございません。JR北海道とJR東日本との合併につきましては、法人間の問題でもあることから答弁は差し控えたいと思っております。

2点目の、経営安定基金を廃線沿線自治体に一部に移転させるべきについてでございますが、経営安定基金につきましては、その使用に関しいろいろ決まり事があるようでございます。その主なものとしたしましては、使用するには債務超過になれば使っていないことになっているようでございます。ですから、廃線による鉄路距離の按分を求めるには、なかなか難しいものと考えてございます。

3点目の弁護士、学識経験者に交渉を委ねることも必要ではについてでございますが、先のご質問にもお答えしているとおり、JR日高線は現在存続に向けた協議を継続して行っているところであり、協議会等における方針の決定を受けて、その方針に基づいた結論で、その後の新たな協議をしなければならないものと考えておりますので、そのときの協議の手法につきましては改めて検討してまいりたいと考えております。

以上ご答弁いたします。

○議長(福嶋尚人君) 11番、田畑君。

○11番(田畑隆章君) 自治会の人たちは、JR海岸と呼ばれている所に近い所に住まわれている人たちが、本当に長年苦勞をしてきました。何で直してくれないのか、何でこんなに潮をかぶらなきゃならないのか、国道だっただけには通行止めになる。安全でない。そういつているうちに、新冠の方では緩傾斜護岸、緩い傾斜の護岸、でゆからしぶきもあまり上がらない、そういう立派な護岸がされている。ところがこっちの方は、全然そういう雰囲気になっていない。私も変だ、変だと思っていました。14、5年、もっと前からだったと思いますが、やっぱり、私も一度取り上げたことがありますけれども、そこはそういうふうになってるんだというようなことで一歩も前に進まなかったんですけれども、先ほどの大野町長のお話にあるように、もう一歩進める努力っていうのが必要だったのではないかと。そのときには、その附帯決議っていうもの知らなかった。我々はJR北海道の財政が苦しい中、何とかそれをやってほしいよ。苦しいのはわかるけれども何とかならないのかい。いやだいたいにしてその、国がその前にあるんだから、国がやるべきでないか。ただその道の護岸、予算というのは非常に少ないんだというようなことで、だめだ、だめだ、できないということできました。ところが31年前の附帯決議は、こういったことを予見していて、中小の、中小の鉄道会社には難しいだろうと、だからそういうときには国が配慮すべきだというふうに、今お答えしましたけれども、そういう附帯決議がされてる。ただ我々はそれ知

らなかった。そこに踏み込んで陳情するというにはならなかった。実はですね、ようやくと進んだかにあります。実5月16日ですか、山岡国会議員、衆議院国土交通委員会議事録未校定つていうことですので、まだその確定でないものをちょっとお持ちしました。藤井政府参考人がお話ししています。今、ちょっと読ませさせていただきます。今、委員からご指導、ご指摘ありましたとおり、本年2月に山岡議員がこの護岸の崩壊した現場、そのご視察をされた際に、国土交通省の担当者、鉄道局の担当者も同行しているところでございます。国土交通省としましては、このJR日高線、平成27年月の低気圧による高波による、路線脇の盛り土の土砂が流出する被害が発生した後、度重なる台風により護岸等の倒壊や橋りょうの流出等が発生し、被害が拡大しているものと認識しております。そういうふう現場を視察していただいて、その後の石国務大臣が答えるには、日高線におきましてはJR北海道におきまして、被災箇所の被害の場拡大防止及び第三者である、道路や民間家屋等に対する被害防止のため、大型土嚢や消波ブロックの設置等応急対策工事を実施するとともに、定期的に沿線の巡回を行い必要な対策を講じていると聞いております。被災箇所の被害の拡大（何ごとかいう者あり）もう少し待ってください。被災箇所の被害の拡大防止の責務はJR北海道にあり、国土交通省といたしましては、JR北海道に対しそのために必要な対策が確実に実施されるよう引き続きしっかりと指導を行なってまいりたいと考えております。というふう大臣は答えている。国交大臣はJR北海道しっかりせというふうに言っている。JR北海道はお金がないと言っている。我々は、息をするところはこの附帯決議によって息をしたいと思っているのですが、この辺について私の考え方、間違ってますでしょうか。

○議長(福島尚人君) 田畑君、申し訳ありませんけど質問であって、田畑議員の見解とかなんかにについて町側に聞くっていうのは、ちょっと一般質問になじまない部分があるので、そういうことを考えて質問してください。

○11番(田畑隆章君) 一般質問に馴染む、馴染まないというのもありますけれども、実際にそこに住んでいる人たちが14~15年も前から、この解決のために何とかしてほしいと町に要望されてるわけですね。でも解決できない。これをどう解決したらいいか。そこのとこなんです。どうしたら解決できるか、一緒にどうやって、どうやってこれをやって解決したらいいのか、そのところもし違見える見解があるんでしたらお聞きしたいんですが、町長いかがですか。

○議長(福島尚人君) 田畑議員の質問について、ちょっと一般質問と馴染まない部分もありますけれども、一応ですね、1回だけ田畑議員の対する質問に対して、町側で答えていただけるなら答えてください。

岩渕企画課長。

○企画課長(岩渕博司君) 田畑議員おっしゃるとおりですね、十数年前から地元なりからの要望というのは受け賜っています。その時はまだ今のような状態ではなくて、目で見えるひびだとか入っているのはもちろん確認できてますし、高波の時には越波といいますか、国道まで届いているという状況も地元の方も確認してございます。そのような状況につきましては、毎年のように町が道・国に対しまして、その救済、対応法、対策型につきましては要望しております。ただ、田畑議員もご承知だと思んですけども、あそこの護岸につきましては設置管理者がJR北海道、旧日本国有鉄道というふうになってございますので、そのへんがなかなか難しいところというふうにも聞いています。本当に短い区間ではございますが、建設海岸を外れたJR海岸となつてございますので、そのへんはJR北海道と国との、管理しているのは北海道でございますけれども、

その辺の交渉もなかなか難しいものがございますけれども、その辺は私たちの町を見捨てているわけではなくて、進展はあると思っております。ですから、今後も引き続きですね国民の命、国土も安全、保全もしなければならぬという点も含めまして、引き続き要望活動はしてまいりたいと考えております。

○議長(福島尚人君) 理解していただいたと思っておりますので、次の質問に移ってください。田畑君。

○11 番(田畑隆章君) それで、国土交通省はJ R北海道から何も言われぬ中で進めるわけにはいかないと。J R北海道は、この附帯決議に基づいて支援してくれと言うことを国に要望しているかどうか、そのへんの確認はされてますか。

○議長(福島尚人君) 先ほど私が言ったとおり、これについては町の、町長のお考えだとか政策について聞くだけであって、それ以外のことについて質問することは対象外ですので、もう1回だけ許しますから、それ以外はもう許しませんから。岩淵課長。

○企画課長(岩淵博司君) 申し訳ありませんが、J R北海道と国交省の交渉につきまして詳細はこちらの方は承っておりません。

○議長(福島尚人君) 11 番、田畑君。

○11 番(田畑隆章君) 私は、私は大野町長に期待します。それは、それは住民が苦勞、困っている。これを直すのには、今までのやり方ではだめなところを、どうやったら直るのか。確かに町は政治的なことに関しては不向きなところもありますけれども、でもやっぱり、こちらにいろいろ、公明党あるいは共産党、皆さんそういった政治的な考え方もある中で、町全体が、町皆がそれに解決していく、そういうその一体となった解決方法、そういったことをとっていかない限りは、これは動かないんだと思います。そういった意味で町長に期待して質問を終わらせたいと思います。町長、いかがですか。

○議長(福島尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) 議長からですね、何度かお話も議員に対してあったわけがございますけれども、私の方から、今の護岸の問題につきましてちょっと所見を述べさせていただきます。実は先週、護岸の関係で事業者の方が私のところにお見えになりました。その時にいろんな角度から写された写真をお持ちになって、今こういう状態だというお話を、私の方に要望として上げさせていただいて、私も30分ほどですねお話を聞かせていただいたところでございます。いずれにしてもこの問題、今お話を聞いておりますと、もう14~15年前から護岸が崩壊する前からですね、このような要望が出ているということでございますので、私、町役場の町長としての立場の中で、様々な角度からいろんなところに働きかけを行っていきたいというふうに思っております。現に、先週、日高振興局の局長が別件でお見えになった時に、私のほうからこういう要望があったということで、局長にもお力添えをいただくようお願いしたところでありまして、そのようなことも含めまして、今後とも地域の皆さんの安全を守るために尽力してまいりたいというふうに考えております。

○議長(福島尚人君) 11 番、田畑君。

○11 番(田畑隆章君) 期待します。よろしく申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきます。

○議長(福島尚人君) 説明員の入れ替えがございますので、そのままお待ちください。

次に進みます。12 番、畑端君。

【12番 畑端憲行君登壇】

○12番(畑端憲行君) それでは通告に従いまして、私は2件の質問をさせていただきたいと思っております。

先ず1件目は、道の駅の活性化についてでございますが、これは以前にも質問をさせていただきましたが、平成7年度にセンターハウス、道の駅みついしが設置され、同じ年に4月1日に、室蘭開発建設部管内において、第1号の道の駅として指定され、現在道内では122の道の駅があります。そして、道の駅みついしは、道内では18番目、最も早く設置したと記憶してございます。当時の道の駅、この指定条件は、もちろん道路に道の駅が。そして24時間利用できるトイレ、道路情報、公衆電話、駐車場等が完備されていることであります。そして今は、年代問わず旅行者等のニーズが急速に変化しております、道の駅内にまちの顔を紹介するコーナーを始め、レストランやファーストフード、地場産品やそこで作られた食べ物コーナーなど、従来の道の駅にらしくないものを、来客者は求めている現状だと思っております。そこで発言の要旨にも述べさせていただいておりますが、この道の駅及びその周辺を活性化することにより、この観光振興や地域経済活性化が図られ、町全体の活性化につながることは、道内外にある道の駅もまちの魅力と地域経済向上等につながっているようでございます。それだけに、この今ある道の駅みついしを活性化させる計画については、私は2度ほど質問させていただきましたが、既存の施設の在り方を見直すとともに、整備計画を策定するなど、町内関係者、関係各課と連携して、検討したいという答弁でいただきました。そこで現在どのように検討されたのか、その点につきましてお聞きしたいと思っております。

1として、庁内検討会議の結果、どのような方向で検討されたのか。また、財源確保のために国・道の補助などを取り入れながらとのことではありますが、今の現状をお伺いしたいと思います。

2番目として、町長はこのたびの選挙公約の中で、基幹産業の強化と地場産品の地域内消費を最重点施策として考えてございます。道の駅の周辺の特産品販売所や農産物販売所を1つとするなど、そういった形で地域内経済の循環を高めることは必要ではないかと思っておりますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に2件目は、奨学金制度についてでございますが、今、全国的に子どもの貧困が大きな問題となっておりますが、国では生活困窮者自立支援法等の改正法が成立しまして、困窮者の孤立防止へ向けて長期的な支援を行うことを明確にしました。また、子どもの貧困対策の大綱が示す重点施策には、教育の支援が含まれておりますが、町の奨学金制度の考え方として、次についてお聞きしたいと思います。町が実施している奨学金制度、この大学生給付型のことについてでございますが、募集要項等には町内の高等学校を卒業した者と限定しておりますが、国では困窮者の進学支援を重点に置かれていることからしましても、対象者の範囲を、例えば浦河高校、富川高校等に通学できる高校を含めるなど、拡大してはどうかというふうには私は思います。これは地域の住民の強い声でもあるわけでございますが、その点お聞きします。

以上、2件の質問いたします。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

【商工労働観光課長 山口一二君登壇】

○商工労働観光課長(山口一二君) 畑端君委員からご質問の道の駅の活性化についてご答弁申し上げます。

まず1点目の庁内検討会議の結果における方向性と現在の状況であります。道の駅みついしの活性化に関する検討会議は、庁内関係5課により構成し、平成28年度において検討協議や現地視察等を実施したところであります。検討会議においては地域拠点としての機能の強化やネットワーク化を重視しながら、道の駅自体が目的地となるよう人を呼び込む機能の充実を、今後における整備に向けた基本方針案とし、休憩機能や地域連携機能、情報発信機能という3つの基本機能の充実に努めることとした中間報告を求めたところであります。町といたしましても、道の駅みついしにおける問題点や課題等への対応の必要性は十分に理解しており、施設の整備内容やその財源確保に向けて、現在も各種情報の収集に努めているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

2点目の道の駅周辺の特産品販売所等の集約についても、庁内検討会議においてその必要性を認識しているところであり、国土利用者や観光客に加えて、地域住民も日常的に利用が可能となるよう、地域の魅力ある農林水産物などを主とした直売施設や地元の食材を生かした、特色あるメニューを提供する飲食施設、さらには隣接の温泉施設活用など、地域と連携した機能を充実すべきと考えております。こうした機能の充実により、地域内消費を高めるとともに地場製品のPRの場としても活用可能となることから、今後のさらなる情報の収集や検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。以上答弁とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

【管理課長 片山孝彦君登壇】

○管理課長(片山孝彦君) 畑端議員のご質問の大きな2点目、奨学金制度についてご答弁申し上げます。

奨学金制度につきましては、成績が優秀であるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な学生等に対して奨学金を支給することにより、その修学を支援し、人材育成を目的とする貧困対策の制度でありまして、国や自治体、民間団体、大学等において幅広く実施されているところでございます。このうち国におきましては、高校生への支援制度として高等学校就学支援金制度により、収入要件にもよりますが、授業料が実質無償化されておりますし、大学生への支援制度として独立行政法人 日本学生支援機構において、新たに給付型奨学金制度が創設され、成29年度は一部先行実施、平成30年度からは本格実施されているところでございます。

一方、新ひだか町におきましては議員もご承知のとおり、管理課所管では、給付額型奨学金及び貸し付型奨学金を実施しておりまして、高校生に対する給付型、大学生に対する給付型、大学・短大・専門学校等を対象とした貸し付け型の大きく3つの奨学金制度を実施しているところでございます。このうち大学生に対する給付型につきましては、地方創成事業の取組の一環として、町内の高等学校から要望を受け、新たに平成27年度に創設したものでございまして、町内の高等学校を支援するという観点から、その対象者を町内の高等学校を卒業し大学へ進学する者に限定しているところでございます。また、貸し付け型奨学金につきましては、町民であれば卒業する高等学校の要件は設けていないものでありまして、こちらも平成27年度に、これまでの償還免除制度の見直しを行いまして、卒業後6カ月以内に町内に住所を有し町内で就業した場合は、その期間に応じ貸し付けた奨学金の全額を免除する制度としたところでございまして、条件的な制約はありますが実質的に給付型と同等となるよう改正を行ったところでございます。議員からご質

問の大学生に対する給付型の対象者の範囲拡大についてであります。前段でご説明申し上げましたとおり、町内の高等学校を支援するという観点から対象者を町内の高校卒業した者に限定していらっしゃるということでございまして、現時点で変更は考えておりません。ただし、現在の町奨学金制度につきましては、平成27年度の改正から3年が経過し、この間における社会経済情勢の変化や国の支援制度の創設、拡充などがあり、さらに先般、閣議決定した経済財政運営等改革基本方針2018、いわゆる骨太方針では、大学など高等教育の無償化が盛り込まれておりますことから、教育委員会といたしましても、対象者の範囲、奨学金の額、対象者の決定時期など奨学金制度全体の抜本的な見直しが必要であると考えているところでございます。この見直し検討に当たっては、さまざまなご意見があることを十分踏まえつつ制度設計を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞご理解のほど賜りたいと存じます。

以上ご答弁といたします。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) ただ今、2件に対するご答弁ありがとうございました。それでは何点かの再質問させていただきましますけども、先ず1件目の、道の駅の活性化についての質問でございますが、この1番目と1番目、関連ありますので合わせた中で再質問させていただきたいと思っております。

それですね、この道の駅の活性化に対する質問は、先ほど冒頭申しましたとおり過去に2回ほど質問させていただいておりますが、道の駅は、その顔となるわけですから、さらにまた質問させていただいてるところでございます。これは以前、平成27年の8月に室工大生が3人、4人、来まして、調査に来て、この道の駅みついしの魅力向上と活性化案を挙げて課題や改善策を挙げてもらった経緯もございます。それで、そのまとめたものは、もちろん担当課、あるいは町の方で分析して大いに参考になったのではないかと思っております。先ほど、そしてこれらのことにつきましては当時の新聞にももちろん関心ある記事ということで大きく取り上げて、道の駅の改善策を記事として各新聞が取り上げておりました。私もそれを読ませていただきまして、そのとおりだなと思っておりますけども、先ほどご答弁では、2年前に庁内関係5課によりまして、構成して検討会や現地視察を実施したということの答弁いただきました。結局、必要性は認めるわけでございますけども、認めるものの厳しい財政状況から、結局、検討会をそれ以上、ストップっていうか、進んでないというようなことでございますけども、この施設整備内容やその財源確保の向けたその、各種情報の収集ということで進んでないということでございますけども、大変厳しい財政状況っていうことは当然私もよくわかります。その上で改善するもの改善する、するものするということでございますけども。その何か所の道の駅を視察されておるかわかりませんが、それらの財源調査もしたと思っておりますけども、十分それらを分析して、検討されたのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一二君) やはり各施設を見させていただきますと、やはり食に関する施設だとか、それから休憩機能、当然ながら各種媒体等でランキングというところで上位に位置されている道の駅というのは、休憩スペースも広くて食も充実してといったような形になっております。そういった先ほど議員からご指摘のあったとおり、室工大生とからの指摘も受け、さらには庁内関係課での検討会議を実施して、さらには先進地の視察の方も実施させていただいたとこ

るなんですけども、そういった施設整備が、今現在の主流というかになっております。当然ながら道の駅は平成7年、8年に運営が開始され、20数年が経っております。当時とはやはり道の駅自体の、様変わりしている道内、全国各地の道の駅が様変わりしている現状にあります。私どもほうとしても、時代に即した道の駅のリニューアルに向けてですね、そういった検討協議を進めておりますけれども、やはり実施するためにはその財源となるものを確保しなければならない。ただ、有利なメニューを活用したとしても、やはり町の財政を若干でも必要となるそういった部分もありまして、施設内容の大体のイメージというか、そういったものを検討しながら、また今、ここ数年道の駅自体も変わりつつあります。これはやっぱり利用者のニーズに沿ったものだと思うんですけども、変わりつつあるそういった部分の情報も集めながら、さらには財源確保に向けたメニューの検索、そういったもの合わせて今、情報を収集している。そういったところでございます。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 今、ご答弁いただいたんですが、道の駅みついしの場合も確かに最初に早くできたもんですから、主にキャンプ場だとか、それから海水浴場だとか、そういったものを中心とした窓口を作ってますんで実務所があれだけ広いと。職員がいるスペースを置くっていうことになってますけど、それは先ほど今答弁されたように、早めに作ったもんですから、そういうなってることは確かなんです。ですから他の所も、そういう早く道の駅作った所は、それぞれの町に個性があった道の駅づくりをねしています。そういったことで、それらの道の駅の町村は、いろいろ増改築しながらそういう財源を何とか確保しようということで一応作り上げているんですけども、そういったことを十分参考にされて、なおかつ町の財源が、持ち出しの財源があるということで捉えたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(福島尚人君) 山口商工労働観光課長。

○商工労働観光課長(山口一三君) 当然ながら各施設のリニューアルについて、どういった事業メニューを使って、やってるかも調査しております。ただその際にはやはり、先ずは自分たちの、この道の駅みついしという施設をどうするんだという大枠の概要を先ず固める必要があります。そういったところでその金額に合ったメニューがあるのか、そういった部分も並行して今、情報収集しているという答弁でありましたので、ご理解のほういただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) それですね、確かに財政が厳しい、予算がない、お金がないということで、ああそうなんだよねということで終わりたくはないんですけども、これは町の玄関でもありますから、少しでも変えていくような工夫をしてみてもどうかと私は思うわけです。それで先日、私、道の駅みついしへ行って、窓口に行って係りの方としばらく懇談してきました。やはり、地場製品の販売力所分かれているということが、そういったこととトイレが離れているということが一番の道の駅、訪ねた人の先ず第一声が、そういうことらしいですね。これは皆様方も私も思っているわけなんですけども、そういった感想を述べておりました。また、先日のある新聞には、この道の駅の特集記事が載っておりました。全国にある1,045カ所の道の駅を国交省地方整備局の道路部長が曰くには、道の駅の基本的な機能は、休日、道路、観光情報発信、地場産品販売による地域連携の3つだそうなんですけども、近年は地域の経済や福祉、観光などを支えて、さらには防災拠点として、その機能を備えるという多機能的な能力を有したことに作り上げていくことを

述べておりましたけども、その地域の顔である地場産品に力を入れることによりまして、県内外の観光客に好評のことをつけ加えておりました、また、4月21日に日高自動車道の、いわゆる日高門別と日高厚賀14.2キロメートル、これが開通しましたので、これから先、夏にかけ、この日高道を道内外のマイカーや大型バス等が訪ねてくることは当然予想されます。それらのことを考えれば、これは町長にちょっとお聞きしますが、町長は、地場産品の地域内消費を最重点と、私、先ほど冒頭に言いましたけれども、最重点としておりますけども、この道の駅周辺を含めて、どのような考えを持ってるか、このことをお聞きして、この件については終わりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 町長。

○町長(大野克之君) ただいまの道の駅についてのご質問でございます。その前に私のお約束の中で地域内の物を地域内の方々に消費しませんでしょうかということをお述べさせていただいております。それは例示といたしまして、お中元ですとか、お歳暮のときには、町の中の商品を使ってくださいよと、そのような簡単な例示で申しますと、そのような考え方でございます。そういう考え方の中で地域内における経済を循環させていきたいというのが、私の願いでございますけども今、道の駅についてさまざまな、今の担当課長からお話させていただいたところですけども、28年いろいろな検討をされ、その後さまざまな事情により、継続して検討を進めているということで今お聞きして、答えさせていただいたところでございますけども、これから道の駅いろいろなところがございまして、確かに玄関口、あるいは出口、両方から来て、そのような状況にございまして、今の状態の中で決して私、満足してものではございませんので、議員の指摘も踏まえながらですね担当課を中心に、いろいろな事例も最近出てきていると思いますので、勉強させていただきながら改善を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) その点はよろしくお願ひしたいと思うんですが、この道の駅みついていうのは、皆様方ご存じのとおり、道内的にも駐車場がすごく広くて、しかも東側から行けば、三石以外に向こうの方、東側行けばどこがあるかったら、広尾、大樹ですか、大樹からここまでずっとないんですね。ですから、本当に大樹から来る、向こうの方から来る人は、ああ、ようやく海岸線来た、ああ広いとこ来たってことでみんな寄るんですよ。寄っても期待感が外れるっていう部分は最近出てきておりますので、何とか工夫しながら魅力のあるものにしていただきたいと、町長もそういうこと考えておりますし、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

次に2件目の奨学金制度についての再質問させていただきますが、先ほどの答弁の中では、町内の高校を支援するため対象は町内の高校を卒業した者に限るということだと思っておりますが、募集要項にも、当然、記載のとおり、町内の高校を卒業した者に限るということは静内高校、あるいは静内農業高校に限るということであるわけですけども、同じ、言わんとしているのはわかるんですけど、これ奨学金制度、今言ってるのは、私は新ひだか町で創ったものと、そういうものの奨学金ってことで私今、述べさせていただいてるんですけども、同じ新ひだか町に住む子どもたちがですね、隣の町、例えば隣の町、浦河高校の生徒のために、ここの住民であるけれど同じ土俵に上がって申請ができないということなんですよ。新ひだか町の子どもたち、新ひだか町の親なんだけども、静高に行かないために、静内農業に行かないために、浦高に行ったために、富川高校行ったために、その子どもたちはそのどうなるかわからないですけど、その奨学金を申請する土俵に上がらないということになるわけです。ですから、先ほど答弁の中で申し上げたとお

り、高校に重点を置くのか、高校に重点を置いてもいいんですよ、高校に重点を置いて、なおかつ当町に住む親、そして子どもたちにも助けるという意味からして、この奨学金の受給の希望の輪を広げていくと、広げた方がいいと私は、町内に住む子どもたちを守る就学援助をどうかっていうふうに私、お尋ねしてるんです。この奨学金を給付型の奨学金は、対象人数は6名、僅かなんですけど6名です。行政としては、やはり町民に対する気持ち、町民に対する気持ちの問題はだというふうに思っております。ぜひ、この募集の範囲を広げていいのではないかとというふうに、再度、私ちょっとお伺いします。これから先、いろいろ改正しなきゃならないということありますけども、これはできれば、今の要綱を来年張るからでもってということ考えられますけれども、そういった背景を考えて、募集の範囲を広げていいのではないかと思います、再度、お伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 片山管理課長。

○管理課長(片山孝彦君) 奨学金制度のことにしましては、議員もご承知のとおり経済的理由でことで、成績が優秀にもかからず、なかなか就学困難だという方を対象に今、当町の場合、教育委員会が所管する奨学金制度ということで、これまで制度を運用してきております。それで壇上で申し上げましたが、平成27年度に大学生の給付型というものを創設いたしました。それまでは高校生に対する給付型、それから大学、短大、専門学校等に進学する方、この方々については町内の高校を卒業するという要件は設けておりません、あくまでも町民という形で対応させていただいておりますけれども、先ほどの高校生の給付型も同様ですけれども、あくまでも町民の方を、全てを対象に行なってきた制度でございましたが、27年、地方創生ということと、それから地元の高校への支援策ということで、新たにその大学生の給付型ということとを設けて、先ほど議員のご質問の中では6名の枠ということのご発言ございましたけれども、この制度は奨学基金を運用してございまして、年間新たに新規に2名という形でローリングしてきてますので、それで2名、4名、6名という形で選定する人数は年々増えてまいりましたけれども、そういったことで行ってきた制度でございます。それでは国のほうも、骨太方針の中で高等教育、大学生などの高等教育の無償化ということを示しております。となりますと奨学金もさることながら授業料、それから入学金等についても対象になってくるものというふうに考えますので、そうなりますと日本全国、一定の所得要件なりそういう要件はございますけれども、そういった全ての方が対象になってくるんだらうなというふうに思っております、それらの状況も十分精査しながら、これから奨学金の額については、いずれ国から示されるものとは思いますが、そういったことも含めて、今後の新ひだか町の奨学資金制度について抜本的見直しを行いたいということで考えてるところでございますので、そういったことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) それはわかるんですけれども、先ほどちょっと言いましたように、国とか他の制度の中で、そういう制度があつて、まあ助ける、救済する道があるんですよってこと当然わかってるんです。ただ、私も思うし、住民の方が思うのは、先ほど言いましたように新ひだか町で創った、この奨学金制度をやはり同じ地区の中に住んでいる方の子どもたちが、ただ高校を重点に置くということだけでそうするんですかということの不满があるもんですから、それで例を挙げますと、今、新ひだか町から浦河高校に通っている生徒っていうのは35名なんですね。新ひだか町から浦河高校に行っているのは35名。これはほとんど三石地区のほうから行っている方が

多いですけども、当然そうなんですけども、浦河高校行っている、新ひだか町から行っている方は、1年生が2人、2年生が17人、3年生が16名、計35名です。三石中学校から静内高校行っている方が、1年生が17名、2年生が10名、3年生が12名、合計39人。それから静内三石中から静内農高に行っている方が、1年生が2名、2年生が1名、3年生が4名、計7名。ですから三石中から静内高校、地元の高校行っている方、要するに静内高校と静内農高行っている方が合わせて46名です。ただこれ分析しましたら、浦河高校行っている方が1年生が今、(聞き取れず)、2年生が17名、3年生が16名、浦河高校行っている方です。それが1年生になると極端に2名になってしまってね、これもいろんな原因あると思うんですけど、これは交通費の圃場の関係もつながっているんでないかっていうふうに言われています。それはともかくとして、私は通学費の補助については今、ここでは質問に上げてませんから、これについてはまた別な問題だっことで考えておりますけども、ただ、三石に住んでいる生徒は、ご承知のとおり浦高行っている方は、延出地区、本桐地区、歌笛地区のこういった方は、浦河高校に行っていることが多いんですよ。ましてはご存じのとおり、教育長もよく知っています。私が、教育長が教員で、私がPTAの役員やっていたときに、そういういろいろ問題あったんですけども、三石地区は第2学区、静内地区は第1学区で、静内高校には入らなかった。当時は越境入学って言われて問題がありましたけども、それは別として三石はどっちかしたら浦河高校へ行く風習が今でもあるんです。親が行ってますから。私も行ってました、浦高ね。で、子どもたちも今そういう雰囲気、環境があるんです。そういった中で、私は対象者を上げて広げていいんじゃないかとふうに思っているところです。それで町長の基本政策にもありますように、基幹産業の強化の中で、次代を担う人材育成ということも挙げているようなんですけども、町内の高校でなくても、将来に向けて新ひだか町への地域貢献というものを、郷土に対する熱意があれば奨学金制度の対象にすべきではないかというふうに思っております。そういったことも加味しながら、やはり国からとかいろんなところの制度があるからいいんだよってことでなくて、やはり新ひだか町で創った奨学金については、町内に住んでいる子どもたち、どこに行こうがそこから行けばしてあげることが必要でないかというふうに思っております。これから時間かけて、いろいろ変えるところは変えていく、あるいは改正するところは改正するというのを、答弁の中で言いましたけど、そこら辺をできれば町独自の奨学金制度ですから、来年だったら来年のからでも検討しながら範囲を広げる。広げたって人数だっ、それだけでももちろん成績が優秀でなかったらだめですけど、どっちに行っても、ですからそういったことを含めて、何とか改正できるところは改正してあげたほうがいいんでないかと思っております。教育長、最後にちょっとお聞きしたいと思っておりますけど、やっぱりそういうことになりますか。

○議長(福嶋尚人君) 教育長。

○教育長(高野卓也彦君) 先ほど、管理課長がご答弁申し上げているとおりであります。先ほど答弁の中で、貸付け型の奨学金のことをお話しさせていただいていると思っておりますけれども。これについては、卒業する高校の縛りがないわけなんですよね。従来からあったこの奨学金制度は。したがって浦河高校に通われて卒業された生徒さん、それから富川高校の場合もあると思うんですけども、その生徒さんが、この貸付け型の奨学金を受けるということは十分可能なわけでありませう。したがって全く町外の高校に通っている子どもさんを救うための奨学金制度がないわけではないんですよ。そこのところ先ずご理解をいただいて、ただ、町民の方のそういう声があると

いうことを議員から今お聞きしましたし、議員からのご意見も縷々賜りましたので、このことも踏まえながら、今後のこの奨学金制度のあり方についてですね、しっかりと見直しをしてまいりたい。また多額の修学資金としてご寄附いただいている方からもご意見をちょうだいしてございます。それで先ほど答弁の中で、対象者の決定時期ということを上上げたのは、実はそういう部分がございます、現在は大学等に入学が決定した。要するに入学が確定した子どもさんについて審議をすると、申請が上がってきて審議をするって形になってますけれども、例えば進学を希望しているんだけど、なかなか経済的に難しい。したがって進学を断念するという、そういう成績優秀な子どもさんがいたときの、そういう子どもさんを救う手だてとして、例えば早い時期に、入学が決定する前の時期に何らかの形で、仮予約のような形の制度を設けられないだろうかというようなことも、実は検討しております、それらのことも含めてですね、金額のこと、対象者のこと、抜本的に見直しをしていきたいと考えてございますので、その点ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長(福島尚人君) 12番、畑端君。

○12番(畑端憲行君) 私の質問終わります。どうもありがとうございました。

◎延会の議決

○議長(福島尚人君) お諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。ご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福島尚人君) 本日はこれにて延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時14分)